

平成28年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第2日目）

日 時 平成28年9月13日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月13日 午前9時00分

付託議案

（市民生活部）

第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 94号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

第 97号議案 平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

（産業部・農業委員会）

第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 103号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

出席委員（9名）

委員長	飯田吉則	副委員長	西本諭
委員	鈴木浩之	委員	林克治
〃	東豊俊	〃	実友勉
〃	高山政信	〃	岡前治生
〃	小林健志		

出席説明員

（市民生活部）

部	長 小田保志	次	長 長尾一司
次	長 澤田志保	市民課	長 牛谷宗明
市民課副課長	梶原昭一	税務課	長 水口浩也

稅務課副課長 西田征博
債權回収課長 小谷愼一
環境課副課長兼生活衛生係長 西岡公敬

稅務課副課長兼資産稅係長 朱山和成
環境課長 宮田隆広

(産業部)

部 長 中岸芳和
次長兼林業振興課長 坂口知巳
農業振興課副課長 宮本雅博
農地整備課長 竹添禮一郎
林業振興課副課長 中村仁志
商工觀光課觀光係長 清水将道
地域産業課副課長(波賀) 池本雅彦

次長兼地域産業課長 中務久志
農業振興課長 前川満
農業振興課農業共済係長 小池信仁
農地整備課副課長兼工務係長 北本竜二
商工觀光課長 寺元久史
地域産業課副課長(一宮) 大北真彰
地域産業課副課長(千種) 尾崎敏彦

(農業委員会)

事務局長 山石俊一

副課長兼農地係長 岸本彰光

事務局

次 長 上長正典
主 幹 清水圭子

係 長 岸元秀高

(午前 9時00分 開議)

飯田委員長 おはようございます。平成27年度決算委員会の2日目を開催いたします。

本日は、午前中、市民生活部の審査になります。委員の皆様には連日ですが、よろしく願いいたします。

市民生活部の審査に入る前に説明職員の方をお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席にて着席をお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するのかが、委員長席から見えにくいので、挙手の上、「委員長」という声をおかけください。委員長の許可の上、発言をしてください。マイクに赤いランプが灯ったのを確認して発言をお願いいたします。

なお、答弁は質疑に対しまして的確に整理して行ってください。よろしく願いします。

それでは、市民生活部の関係する審査を始めます。

資料については、委員の皆様、あらかじめ手元に配付しておりますので、必要な部分についてのみの簡略な説明をお願いいたします。

それでは、小田市民生活部部长。

小田市民生活部部长 皆さん、おはようございます。座って説明をしろということですが、最初ですので、若干立って御挨拶をさせていただきます。

連日審査、お疲れさまでございます。本日の午前中は市民生活部の審査ということで、よろしく願いします。

まず、冒頭に平成27年度中の各課の重立った業務について、私のほうから若干述べさせていただきます。その後、長尾次長から委員会資料に基づきまして、概要のほうを説明させていただきます。

まず、市民課ですが、平成27年度、マイナンバー制度導入に伴う申請者の受け付け対応を行うとともに、コンビニにおける証明書等の自動交付サービスを開始するためにシステムの整備を行いました。

マイナンバーカードの普及につきましては、皆さん御存じのとおり、平成28年7月末現在で交付枚数1,569枚、普及率は3.9%となっておりますが、県下では39位と低迷しているような状況です。マイナンバーカードの普及が伸びなければ、コンビニの証明書の自動交付サービスも低迷するということになります。

よって、7月からカード申請に必要な写真の撮影を市役所市民局窓口で行っております。また、要望があれば、地元の会合の場合、お邪魔して写真撮影などを行っ

ておるところで、カードの普及に現在努めているところでございます。若干、7月以降伸びが見られるというようなことで、ほかの自治体ではだんだん伸びが低下する中で、宍粟市のほうは伸びてきているというふうな状況になっております。

一方、国民健康保険事業につきましては、平成27年度中ごろに新薬が認可された影響で年度後半にかけて医療費が大幅に伸びてきました。さらに財政調整交付金の配付方法の見直し等もありまして、国県支出金を初めとする収入額の見積もりが難しく、年度途中で税の対応ができないために歳入歳出にひずみが生じてしまいました。

国保事業は、平成30年度より県のほうに移行する予定でございますが、繰越金に余裕がないために、それまでの間、国保税を決定した後につきましては、随時医療費の動向を慎重に見極めて事業を推進していく必要があるというふうに思っております。

続きまして、税務、債権回収課につきましては、税の賦課徴収につきましては、納税者の方々に税を納めやすい環境づくりと、納税率の向上を目指してコンビニ納付や市役所窓口で口座振替の手続きができますペイジーを導入して対応しているところで、今後においてもさらに納税環境を整えていきたいというふうに考えております。

また、債権回収課では、県政チームの指導・協力を得て徴収業務に当たり、現年度の徴収率は向上しているところでございますが、滞納繰越分については過年度より徴収が難しい滞納が残ってきております。平成27年度も滞納者の生活状況を把握して、徴収フローに基づいて粛々と賦課徴収をしてきましたが、今後においても継続して滞納額の削減に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、環境課でございますが、環境課では、自然環境や生活環境、地球環境を対象として目標とする将来像の実現のため、平成28年度から32年度までの計画期間である宍粟市環境基本計画の更新を実施しました。

また、太陽光、小水力発電などの再生可能エネルギーの普及促進を図るなど、環境に配慮した取り組みを行ってきました。特に小水力発電事業の取り組みにつきましては、地元主導による地域の活性化や人口減対策の期待も含まれておりまして、今、福知自治会におきまして、事業実施に向けて頑張らせていただいているところでございます。この取り組みがある実現する暁には、第2、第3の小水力発電の取り組みが市内で地元主導で進められることが大いに期待されるところでございます。今現在、市のほうも福知の成功に向けまして、事務的な協力を行っているところで

ございます。

また、平成22年度に策定しました一般廃棄物の処理基本計画につきまして、平成27年度は一時中間見直しの時期となっているため、見直しを行ってきました。この中で、現在のごみの分別、出し方について課題がないか、広く市民の方々の意見を聞くために市民で構成しますごみ分別収集検討委員会を設置しまして、ごみの分別収集についての現在の問題点、目指すべき方向について御意見をいただきまして、それを参考に計画見直しを行い、平成30年度実施に向けて今現在事務を進めているところでございます。

以上でございますが、それでは、次長より委員会の資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。

飯田委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 おはようございます。

それでは、簡単にですけど、市民生活部の業務の説明ということで、事前に配付させていただいております決算委員会資料に基づきまして説明させていただきます。

なお、成果説明につきましては、市民生活部の関係は52ページから58ページなんですけど、その部分は説明は割愛させていただきます。

なお、最初に、先ほど申しました資料なんですけど、一部訂正させていただきます。

目次のほうを御覧いただきまして、一番下の9番目に主な契約一覧ということで、9ページから19ページに挙げておりますけど、9ページから12ページ、また13ページから16ページに同じ内容のものをコピーしてしまっております。業務委託関係がちょっとダブっておりますので、申しわけありませんけど、後半の部分を削除させていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

それでは、この資料を簡単に説明させていただきます。

まず、1ページと2ページは、税の関係の決算状況を上げております。

1ページにつきましては、市税の決算額ということで、総額で46億5,900万余りの収入を見ております。全体的な傾向といたしまして、固定資産税が約51%ということで約半分強を占めていると。また、個人の市民税につきましては33%ということで、3割程度の金額を示しているということがここであらうかと思えます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。

ここは、市民税等の収納状況ということで、平成27年度と26年度の金額、また収納率の比較をさせていただいております。各税目ごとに上げておりますけど、市税

の合計の欄が下のほうにあるんですけど、御覧いただきますと、現年の課税分につきましては、若干収納率が上がったと。また、残念ながら滞納繰越分につきましては若干収納率が落ちているということで、全体につきましては91.76%ということで、平成26年度と比較しますと、若干伸びているというような状況になっております。

また、国民健康保険税につきましては、現年、また滞納繰越分につきましても若干落ちているということで、全体では77.03%という収納状況になっております。

3ページを御覧いただきたいと思います。

ここは、市民税の徴収の概要ということで、納付書発行から、また督促状、財産の調査、それらの流れをこのような流れですと事務を行いまして、最終的に滞納処分やら不納欠損とか、そこらの判断をしていくというような流れをここに書いたものであります。

これの真ん中ほどに滞納処分につきましては、平成27年度の換価額といたしまして、差し押さえやらをさせていただいたものが101人、また金額にいたしまして778万1,000円という状況になっております。

それと、さらに一番下には執行停止の状況ということで、それぞれの法的な理由によりまして、140人、3,985万6,000円、これを執行停止にしております。

また、不納欠損の状況につきましては、285人で3,499万5,000円という状況になっております。

4ページなんですけど、これは先ほど申しました不納欠損の一覧ということで、税目ごとに上げております。先ほど申しましたように、合計では285人で3,499万5,469円という結果になっております。

また、この285人のうち、ダブっているという部分がありまして、実質的には234人で、市内が138人、市外の方が96人という状況であります。

5ページなんですけど、これは福祉医療の助成事業が各種あるわけなんですけど、それらの状況を3年間比較でしております。老人医療費の助成事業、重度障害者医療費の助成事業、高齢重度障害者医療費の助成事業、また、母子家庭等の医療費の助成、乳幼児等の医療費の助成、さらに子ども医療費の助成、また未熟児養育医療費の助成というような形で各種しておりますけど、中学生までの医療費は無料化というような状況で事業を実施させていただきました。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険事業の決算の資料ということで、一番上段には、年度別の医療費と

ということで平成25年から平成27年度までの医療費の状況を上げております。先ほど部長からも報告があったわけなんですけど、平成27年度につきましては、医療費がかなり伸びたということで、説明のあったとおりであります。

中段につきましては、第三者行為、これを平成25年度、平成26年度、平成27年度の状況を挙げております。第三者区分につきましては、平成27年度は123万2,000円余りの第三者行為の状況でありました。また、中段には、返還分、またその横には過年度の返還分ということで整理させていただいております。

下段につきましては、国民健康保険の保険証の交付状況ということで、これも3年比較ということで挙げさせていただいております。加入者につきましては、平成27年度は1万245人で5,691世帯ありました。また、保険証の交付につきましては、5,359世帯、また短期証の交付なんですけど、これは325世帯、さらに資格証なんですけど、これは7世帯に交付しているというような状況になっております。

7ページなんですけど、ここでは、住宅新築資金等の貸付金の状況、過去5年間の収納状況を挙げております。

一番下が平成27年度の決算の状況なんですけど、建設資金、改修資金、住宅資金、生業資金等、貸付金があるわけなんですけど、収入につきましては平成27年度は311万6,500円という状況でありまして、平成28年度への繰り越しが1億1,200万円余りというような状況になっております。

8ページを御覧いただきたいと思っております。

これは、にしはりま環境事務組合におけるごみ処理手数料、また資源ごみの売り払いの収入等の一覧表ということで、厚生省の一覧がそこに示されております。宍粟市におきましては、真ん中あたりにあるわけなんですけど、ごみ処理手数料、また資源ごみの売り払いの収入、さらには売電の料金というような形で三つの項目で合計したのが4,710万円余りが宍粟市の配分となっております。にしはりまの全体的な率を計算しますと、37.4%ぐらいな金額になっております。

それと、次の9ページからなんですけど、これは主な契約関係ということで、市民課から環境課までずっといろいろと業務の委託をしております。その契約金額やら契約の内容をそこに示させていただいております。

あと、ずっと備品関係を購入した契約の関係、さらには修繕費の状況、また消耗品、これは1件だけなんですけど、市指定のごみ袋を消耗品として契約して購入しております。それらの資料をつけさせていただいております。

十分な資料ではないんですけど、以上で説明を終わらせていただきます。

飯田委員長 市民生活部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

通告がございますので、質疑を行っていただきます。

東 豊俊委員。

東委員 それでは質疑を行います。主要な施策の成果説明書54ページの上段について、お聞きをいたします。

市税の現年徴収率は評価できるわけなんですけど、滞納徴収率についてはなかなか思ったような徴収ができていないということで、滞納徴収の取り組みについて、徴収にかかる費用と徴収額を見た場合に、まだまだ徴収に対する取り組みに工夫が必要と思われそうですが、徴収率を上げるために平成27年度どのような手法をとってきたのかということなんですけど、委員会資料にも3ページに表がありますけども、もう一度言いますが、徴収率を上げるために工夫がもっと必要なんじゃないかと思うんですけど、平成27年度はどのような手法をとってきたのかを聞きたいと思います。

飯田委員長 小谷債権回収課長。

小谷債権回収課長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

滞納徴収の取り組みということになりますけども、目的は確かに滞納をまず少なくするというのと、もう一つは、新しい滞納をつくらないということが大きな要素になるのではないかと考えております。この54ページの部分の費用につきましては、収納していただく補助員さんの人件費ですとか、そういったものが主なものになっておりますけれども、どういう取り組み、工夫をしたかということですが、まず、先ほど言いました二つのものの一つで、滞納繰越分の部分ですが、これにつきましては調査を徹底しております。それは預金、資産、それは当然なんですけれども、預金などあまり言うてしまうと、手のうちを言うてしまうんで、ちょっと控える部分もあるですけれども、中でよくやりましたのが、クレジットですとか、そういったもの、ほかの担保債権、そういったものの取引状況から口座を探っていくというようなこともかなりしております。

それと、この調査に基づきまして、呼び出しをさせていただいて、そのときに聞き取りをさせていただくんですけれども、生活状況と言われていることと、こちらが調査したこと、それと合致するかどうかということこの調査を徹底してやっております。その調査の結果に基づきまして、1回で払えないということが、まず一番最初にあるんですけど、分納の誓約をするわけなんですけれども、生活の支障がない、取ることに生活ができなくなるというところまで、うちのほうは取るようなことはし

ておりませんので、無理のない分納のやり方ということを考えて、平成27年度はしております。

それと、二つ目、新しい滞納をつくらないという部分なんですけれども、これには手法がたくさんありまして、税務課さんのほうの協力をいただいてということにはなるんですが、まずコンビニ納付、あるいは先ほど部長のほうからも説明ありましたペイジーですとか、そういったものによつての納税環境を整備していくと。24時間どこでも入るといふことになりますと、よく言われますのが市役所に行く時間がないんやと。あるいは銀行に行く暇がないんですと。おっしゃるとおりですので、コンビニで納付をしていただけるということ、行けないという理由はなかなか使っていないのかなという形もっております。

また、兵庫県では、平成30年ごろから収納強化になるということなんですけれども、個人の市民税、特別徴収なんですけれども、これの指定を宍粟市は先んじて税務課のほうでしていただいております。これによりまして納税環境といいますか、そういったものについて整えていくということもしております。

それと、任期付きの職員の方に来ていただいております。これによりまして現年の分で督促状を出して10日以降になるんですけれども、反応がないものにつきましては、すぐこちらのほうで催告をさせていただいて、それで、できるだけ早く対応して徴収するという形のスタンスをとっております。この強化がうまくいったということになるのもしれないんですけれども、現年の徴収率が上昇いたしまして、税全体ということになりますが、これでいきますと、徴収率の部分が若干でありますけれども、効果があったというふうに考えております。

なかなか滞納徴収の部分につきましては、市オリジナルといいますか、そういったものがなかなかできないという部分がありまして、税法ですとか、国税徴収法、そういった法令に基づいた中で定められた範疇といいますか、中でできることを粛々としていきたいというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 一通りわかりました。最初申し上げたように、現年分については評価ができると思います。要は、滞納分の徴収ですね。これで今、課長のほうから詳しい説明をいただきましたけども、やはり一番大事なことは、課長が言われました調査に徹底しているということでしょうね。これがやっぱり一番だと思います。調査に徹底した結果、徹底するのはいいんですが、結果が出なければその調査も意味が薄れ

てしまいますのでね。ですから平成27年度はもう終わりましたので、今どうだった、こうだったと言っても、平成27年度はもう終わりましたので、いたし方ないですけども、やっぱり20%台の徴収率では満足ではないなと、こんなふうに思います。でき得ればやっぱり30%まで滞納徴収率が上がるような工夫を、再度、平成28年度も前期終わりましたけども、平成27年度の結果を踏まえて平成28年度、もう少し上がるような取り組みを望みたいところですが、それだけ聞いて質問を終わりたいと思います。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 重く受けとめさせていただきたいなというふうには考えております。30%というのは非常に理想的な数字でありまして、もう平成28年度は前期終わってしまっているわけなんですけれども、後期に向けましては1%でも多く、1円でも多くということを目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 これにつきましては、ほかの委員からも質疑が出ておりますので、順次認めます。

関連質疑のある方は。高山委員。

高山委員 それでは、関連がございますので、質疑をさせていただきたいと思いません。

私は、不納欠損について問いたいと思うんですけれども、ここに書いてあるように不納欠損はそれぞれの事案に対し慎重に対応しての結果であると思うが、どのような考えのもとで取り組みがなされたのか。先ほど説明はいただきましたので、ある程度の方向性はわかっておるんですけれども、この点についてもう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

また、収入未済額徴収についても税の公正の面からも特段の努力を求めるが、どのような取り組みがなされたのか。また、その成果についてお伺いをするということで質疑をさせていただきたいと思いません。

まずは、ここまで。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 そうしましたら、不納欠損の考え方なんですけれども、先ほども申し上げた中で徹底して調査をするということになっております。調査した結果の中で、徴収方法、あるいは方策を考えていくわけなんですけれども、その中で滞納の処分ができる財産が見当たらない、あるいは所得状況ですとか、資産状況を見

ましたら、税法の中に15条の7というのがございますが、そこに規定があるんですけども、その中で滞納処分することによって、その生活が著しく切迫させるといいますか、困窮させるといふか、そういうおそれがある場合、あるいは滞納者の住所あるいは財産がともに不明の場合ですとか、そういった場合もあります。住所は置いているんですが、そこに住んでないと、居所がわからない、あるいは転出してそこら先が全然つかめない、そういう場合もあります。そういう場合につきましては、この地方税法第15条の7の中にあります第1項の1号、2号、3号というのがあるんですが、その中の処分できる財産がないもの、あるいは滞納処分することによって生活を著しく困窮させてしまうと。あるいは滞納者の住所及び所在ですとか、財産がともに不明やという場合につきましては、まず執行停止ということで処理をいたします。執行停止は3年たちますと、支払いの義務が消滅するというような形になっておりまして、その3年間の中で徴収のほうには向かないんですけども、定期的に財産の調査、そういったものを進めております。1号、3号の場合、財産がないとか不明という場合もあるんですけども、生活困窮になってしまうんじゃないかというような場合は、半年に1回ぐらい預金調査ですとか、そういったものをしまして、基準となるのが生活保護になるんじゃないかと。認定になるような部分のところで判断をしますが、ある程度収入が上向いたと、支払いできるところまで来たなという場合は執行停止を解除しまして徴収に入らせていただくというような処理もしております。

その中で3年間、動きと申しますか、状況が変わらなかつたというものにつきましては、不納欠損、地方税法の第15条の7の4項に実はあるんですけども、執行停止してから3年たったもの、あるいは即時に消滅するものもございます。例えば法人などがなくなったと。財産も何もなくなって、これから先何年待っても一緒やというものはすぐ欠損する場合があります。あるいはよくありますが、固定資産税なんかであるんですけども、お亡くなりになられて、相続人全員が放棄してしまったと。あるいは相続人がもう根絶して誰もいらっしゃらないという場合には、これは3年置いておいてもどうしようもないということがありますので、すぐ落とす場合もございます。

あるいは、地方税法の18条の中にあるんですけども、進行しているものを執行停止をかけましたと。3年たつ前に時効が到来したという場合には、時効のほうを優先させていただいて、それをもとに不納欠損するというような形で処理をしております。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 課長のほうから説明がございましたので、ある程度理解するんですけども、不納欠損の場合、いろいろと考え方があろうかと思うんですけども、法にのっとって処分されておるといことなんですけども、市においてそういったことの、今お示しされておるのが方向性としてガイドラインということで間違いはないんですか。滞納の不納欠損に至るまでの流れとしてはこれでよろしいんですか。

ということは、私少し調べさせていただいて、ちょっと読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

実は、ホームページを開かせていただいて、ある方がこういうふうに捉えて報告をされておるんですけども、「数年前から私債権管理条例などを制定し、権利放棄に該当する項目を条例化している自治体も増えてきています」といことなんですけど、それが1点なんですけども、もう一つは、「一定期間を待って不納欠損処分している自治体がありますが、そのような措置を行うことはできません」とる書いてあるんですけども、前段の条例化しているという部分があるんですけども、この条例化の考え方は、先ほど報告にあった内容に従って、この条例化の件については、この法にのっとってといことなんですけども、条例化しているという部分なんですけども、市においてそういったものがきちっとされているのか、ガイドラインができていのかどうか、そのあたりが少し僕わからないんで、そのあたりを御答弁いただいたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 今、高山委員さんのほうからお話のあった債権管理条例の話なんんですけども、全国的に見ますと、そういう条例を上げているところもたくさんございます。どちらかといと私債権のほうの部分が多いところがあるんですけども、これにつきましては、担当課であるうちといいますよりも、滞納整理委員会といえますか、そちらのほうの全体的なことになりますので、担当課としましてはそういったものが制定されれば非常にいいのではないかなと。ある程度決まった形で明文化されるわけですので、そういったことが必要かと考えております。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 先ほどほかの自治体も取り組んでおるとい話をしましたんですけども、やはりこういった取り組みをする上では、毎年同じようなことを委員の中から

も出ますし、また滞納されておる方もきちっと法にのっとってやっていただいておりますのかと思う部分もあるんですよ。だから、我々もやはりほかの自治体も取り組んでおるように、もう少し条例化に向けてきちっとした制定をされたほうがいいのかなとは思いますが、そのあたりまだほかの自治体も取り組みのかけりということなんで、なかなかほかの自治体の動向も見ながらと思うんですけども、そのあたり研究する余地があるのかな。先ほど課長のほうからそれに向かってというような物の考え方をされておったので、それを聞いて少し前向きなのかなと思ったんですけども、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、やはりこの滞納状況を見ましたら、困窮されて払えない人、それは生活権がありますので、そのあたりはしっかり見ていただいておりますと思うんですけども、払えないんでなくて、本当に払うのが嫌だということか、拒否して、先代からの借金を引きずっておるんやというようなことで、そういったことで払いたくないと、払う必要ないと。変な物の例えなんですけれども、払わないほうが得なんやと、そういった風潮があれば、これは払拭せなんだらいかんのかなあ。そういことが住宅資金の貸し付けでも、やはり貸し付けられた方、これでお亡くなりになっておるケースもたくさんあるかと思うんですけども、そのあたりやはり早目に手を打たなんだら、まだまだお子さんだったり、お孫さんだったり、これも年ごとに高齢化になってまいりますので、時効の中断というんですか、時効の中断は5年ごとにいろいろと手続されておるんだろうと思うんですけども、やはり毎年を重ねるごとにそういった感覚も薄れてくるんじゃないかなあと思うので、そのあたりしっかりと見届けて整理していただきたいなというような思いがしておりますので、あたりお答えができればお答えいただひて終わりたいと思います。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 今いただいた中で前段のほうになりますけども、公債権の部分になります、税金につきましては、委員さんおっしゃるとおり、払わない者と払えない者というような言い方にもなるかと思うんですが、その部分のさび分けといひますか、そういったものは調査をずっとした中で、ある程度しております。払わない方という部分につきましては、こちらのほうも割ときつい文書なりも送らせていただひたり、それでも反応がない場合は大変申しわけないですが、不本意ですが、もう差し押さえをさせていただくというようなことも肅々しております。

払えない方ということになりますと、これは先ほどありましたような執行停止ですとか、そういった手続をさせていただくというような形になるかと思ひます。そ

こら辺の区分けといたしますか、区別といたしますか、そういったものはしっかりさせていただいているつもりであります。

それと、後段のほうになってしまうんですが、先ほど言いました住宅新築資金ですとか、そういったものになります私債権のほうになりますので、たびたび申しわけございません。市民課になりますので、またそちらのほうでまたあとで御返事あるかと思いますが、全体的に言えますのは、おっしゃるとおり、私債権につきましては10年で時効が到来します。公債権、税金の方につきましては5年で時効が到来するんですけども、何もせんとそうならないように、少なくとも時効の中断の手続は必ずするというところで進んでいきたいと思っております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 滞納の今質疑なんですけども、ちょっと国保財政とも関連があるんで、国保の財政も含めてちょっと質問したいと思えます。

平成27年度の決算見ましたら、国保会計1億5,000万円ほど赤字決算になっていきます。それで、その補填を全額一般会計からの繰り入れというようなことになっておるようなんですけれども、国保税の滞納が決算で3億ほどあるんです。その3億ほど、これ徴収すれば1億5,000万円の赤字が解消できとるはずなのに、それをしないで、一般会計から繰り入れをするということは、市民はちょっと納得いかんと思うんです。もっと3億全部徴収せえというんでなしに、半分徴収すれば赤字になつたらんはずなんです。そういう説明がなかなかしにくいと思うんです。

それと、国保の加入者が全住民の3割にも満たないと思うんです。加入人口、それなのに、全額国保に一般会計から繰り入れするというのがね、あと7割以上の人からすれば、国保関係ないのに何でそれだけ一般会計から繰り入れするんやという話にもなってくると思うんで、ほんまに国保会計の財源の確保の上からそういう保険税の徴収にはもっともっと力入れて、本気で取り組んでいただきたいと思うんです。

国保税以外の税はもっと徴収率高い結果になっています。やっぱりほかの税と同じぐらいな徴収率を上げるように努力してもらわんと、国保税が何ばでも今から高うなると思うんで、もっと努力してもらいたいと思うんですけど、何で国保だけ徴収率が低いんですか。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 先ほどの中で確かに国保の繰入金3億ほどあるという中で、数

字的には御指摘のとおりかなという形は考えております。ただ、国保だけ滞納されている方というのはごく少数の状況なのかなということもあります。

滞納徴収につきましては、国保だけ優先的に全部取っていくんやというような形はせずに、平均的に全部滞納がある税目につきましては古いものから取っていくという原則がありますので、古い年度から順番に収納して充当していくという形になっております。

国保につきましては、国民皆保険ということの最後の砦なのかなというところがございます。退職された方、リストラなどされてしまった方とか、そういったことで社会保険に入れないという方につきましては、国保のほうに回ってこられるという中で、平等割ですとか、そういったものもありますけれども、中には定年もされてしまって、もう年金しか収入がないと。せやけども、家・屋敷、それから山とか田んぼとかたくさん資産があるんで、資産割といいますか、そういったものが大きく影響しているということも考えられへんのかなということは思っております。

今、させていただいている中では、やはり新しい滞納をつくらぬことに優先的にといいますか、現年のほうを優先的に入れていくような形もあるんですけれども、滞納になった部分につきましては、何かしら理由があるということで、徴収率50%というのが望ましいということはおくわかっておりますけれども、それだけ先に取りということにつきましては、なかなか難しいのかなというふうには考えます。幾らかでもたくさん取れるといいますか、納めていただけるような努力はさせていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 この委員会資料の2ページに、市税等の収納状況が上がってますけども、国保が全体で77%ほど、市税の合計92%近くなんですね。この差は大きいと思うんです。そこらに何らかの理由があると思うんですけどね。

それと、国保加入者が所得が少ないという問題なんですけどね、保険税掛けたら低所得者は軽減制度があって、軽減した分については国と県と市で補填するということになっとなんです。ですから、所得が少ないから税が入らないという理屈にはならんと思うんですけど、どうですか。

飯田委員長 水口課長。

水口税務課長 確かに所得に応じて軽減制度というのが持たれておりますので、所得の少ない方はもちろん7割、5割、2割というような軽減も入っております。た

だ、国保に移動される時点で、多いのはやはり定年でありますとか、会社をやめられた翌年に国保に加入されるということがございます。となりますと、国保を課税する基準となりますのは前年所得ということになりますので、当然お勤めになられていたフルの所得というものが課税対象となってまいりますので、やはり次の年についてはその所得をもとに掛けていただくということで、軽減のほうに行かれる方もあるかもしれませんが、軽減のない方が大半ということになりますので、そのときの負担というのはやはりかなり高額なものがあります。そういった方が滞納されているということではないんですけれども、収入と現状の所得とのバランスという意味で少し所得に応じた税額ということからは、少し額の多い負担をいただいている場合がありますので、そういった方には非常に御負担感があるのかなということで、少し答弁ずれているかもしれませんが、そういった方もありますので、必ず一定のバランスで賦課ができていくかということ、そういった制度に変わられた場合のときについては、少しずれている場合もあるということで、答弁とさせていただきます。

飯田委員長 林委員。

林委員 今言われた退職者が国保に移行された人、それはあると思うんですけどね、よく考えておられる方は、従前の保険制度に任意継続で1年間ぐらい加入されて国保に行かないという人もかなりあると思うんです。それと、退職された方は通常の退職であれば、退職金とかがあって、滞納はされないと思うんです。まだ国保にとっては加入してもらおうほうが有利だと思うんです。ですから、今言われた答弁はちょっと当てはまらないように感じますけども。

飯田委員長 水口課長。

水口税務課長 今説明したのは一つの例でありますので、当然任意継続を選択される方もあります。任意継続ということで、うちのほうに国保はどれぐらいかかるかというような問い合わせがある中で、判断していただいている場合もたくさんあります。

私が申し上げましたのは、所得との必ず少ない場合があるというのではなくて、そういう収入の状態が変わった場合でも、最終的には国保に入っただけという形がありますので、そのときの前年の所得というのと、加入されたときの現状のバランスが崩れているということがあるという説明をさせていただいた中でのことです。

もう1点は、最近会社の状況とか事業の関係でリストラといいますか、本人の意

思以外で、意図するところ以外で退職せざるを得ないという方がありますので、非自発的というような言い方をしておりますけれども、そういった場合は所得が100分の30ということで、約3割の所得だけで課税をしましょうというルールもございます。となりますと、必然的に軽減とかいう形にかかっている方もありますので、そういった制度もある中で国保のほうの算定をしておるんですけれども、それが高いか安いかわからない方は軽減されておるという中で、どれくらい所得に見合う負担になっているかというのは、それぞれの方の判断もありますので、少し滞納の原因となる部分かどうかというのは、それぞれの方の判断もありますので、少し滞納の原因となる部分かどうかというのは、それぞれの方の判断もありますので、少し滞納の原因となる部分かどうかというのととはまた違うんですけれども、課税のほうの説明ということでさせていただきます。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 もうその話は長くなるのでよろしいですけど、債権回収課のほうで市税と国保税担当されておると思うんですけれども、この市税と国保税の収納率の差について回答がなかったんですけれども、重複されて滞納されておる人があるとした場合に、税金をもらう場合に市税のほうを優先して歳入するというようなことがあるんじゃないんですか、国保よりも。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 先ほども申し上げましたように古い年度から入れさせていただくという形でしております。ですから、市税のほうを優先とか、そういったことは特にはしてございません。それと収納率のところになりますと、やはり同じ額でも調定額が市税等の部分と、それから国保税と考えますと、4分の1ぐらいなのかなというような形もございますので、それで影響する率につきましては大きくなるのかなというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 最初にも言いましたように、国保税の財政的な面、また市税は市の行政の財政的な面で重要な税なんで、やっぱり努力してもらう以外に方法はないと思うんで、努力してもらうようお願いして終わります。

飯田委員長 続いて関連質問。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。お願いします。

その滞納の関係なんですけども、御報告のとおり市税等は現年分の収納率が上が

って、滞納繰越分の収納率が下がっているという状況で、結局、この滞納徴収の取り組みに関しては1,200万ほどコストがかかっている、そのコストに見合った回収ができてきたんですけど、できてきたというか、という評価だったと思うんですけども、これ平成25年度からの比較を出していただけてますけど、平成25年度から徴収率がどんどん上がっていたんですけど、ここに来て落ちてしまったということで、今後その滞納繰越分に対してどのように対応していくのか。同じやり方であれば、もう先ほど御報告あったとおり、厳しい債権が残っているという認識だと思うので、どうしていくのかということ。

また、不納欠損処理というのがもうどう頑張ってもお支払いいただけないという状況であれば、もう不納欠損処理をすればいいと思うんですけども、費用だけかけて回収できないという状況があったらもう意味がなくなってしまうので、そのあたりの境目というか、境界がどのあたりにあるのか。あと実際にその不納欠損処理をすることでの影響ですね、そのあたりをお伺いしたいと思います。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 滞納整理の部分で平成27年度と平成26年度だけを見ても、市税のところでは3%程度落ちているというような形で見ただけにいるのかと思いますけれども、一つ言いわけみたいになってしまいますが、平成26年度につきましては、特殊要因というのがございまして、その前の年に倒産をした大型の法人につきまして交付要求をしておりました。平成26年度にその交付要求していたものにつきまして1,600万円程度一括で入っております。その分の影響率が3.35%程度ございます。集めたものということで比較いたしますと、21.77という数字になりました。今年度が21.69、確かに下がっております。その部分につきましては、要はもうあまり気にせんといいいますか、あまり時間かけないで滞納整理に移るということをやっつけていかなくてはいけないのかなと。また、押さえるものにつきましてもすぐ換価性の高いものを押さえるというようなことが多かったわけなんですけれども、今後につきましては、例えばちょっとあまり言いにくいんですが、出資金ですとか、そういった担保債権をお持ちのものを押さえさせていただいて換価するような形、そういう形をとっていく必要があるのかなというふうには考えております。

特に職員が怠けているとか、そういったことは一切ございませんので、粛々と法律に基づいた形で進めていければなというふうには私のほうでは考えております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、すみません。不納欠損処理というのが先ほど言ったもういよいよ時効が成立したり云々ということがあるんですけど、それをする必要性ですね、なぜそれをするのかということと、その影響ですね、そのあたりをもう一度お答えいただきたいです。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 すみません、抜けておりました。不納欠損の処理につきましては、こちらのほうもずっと調べてそこへ行き着いたということでありまして、法律に規定がございますので、それをしないということは、変な意味ですが、逆に懈怠になってしまうのかなということ、ある程度整理ができる、処理をするという必要があるのかなと思います。

不納欠損処理をしないということになりますと、そのままずっと滞納額として上がってまいりますので、逆に言いますと、いくら集めても滞納に関する徴収率とか、そういったところが上がってこないというような影響が出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと不納欠損処理等のことでいくと、ほかの方の納税意識みたいなところへの影響というのはないんでしょうかね。それをしてやる、言葉悪いですけど、ごね得というか、そういうふうなことで、ほかの納税者がそれに影響されるというようなことは何か懸念はないんでしょうか。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 不納欠損、3年執行停止したら勝手に落ちるんやというような思いで思われたらごね得みたいなふうに見えるかもしれませぬ。しかし、そこまでに至るまでに、先ほど言いましたように地方税法の中での執行停止の要件として、財産がないですとか、生活を追い込んでしまう、あるいはもう滞納者自身がどこへ行かれたのかわからない、あるいはその財産の所在がわからない、そういったものに限って執行停止して、それが3年たち、あるいは3年の間に時効が来たものについて不納欠損という形でいたしますので、払えない方についての部分での数字という形が主になっていると考えております。それを考えますと、あるけども払わんでごね得やと、そういうことではないと。こちらの調査の中である方につきましては、それなりの滞納処分等をさせていただいております。いうことを考えますと、そういったことはないと考えております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後です。現年課税分が2%から7%、国保なんかは7%弱が当然現年の徴収が漏れたのが滞納に入ってくると思うんですけど、それくらいの率の現年徴収率で、それがまた滞納に入ってきて、毎年20%くらいの滞納額から徴収していったら、理論的にはどんどんゼロに近づくというふうに考えてよろしいんでしょうかね、額的に。率的に。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 徴収率、現年の分はこれからも上げていく必要があると考えておりますので、県の基準といいますか、そういったものは93%以上を取りなさいというような話はあるんですが、できるだけ多くというふうに考えております。現年が徴収率が増えますと、当然繰り越す分の額が減っていきますので、限りなく時間がかかるんですけども、ゼロに近くなると、理論上そういうふうな形になるのかなというふうにも思います。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後、これくらいの徴収率、現年分が9割の後半、あと滞納分が2割ということで、これこのままいったら何年ぐらいで滞納がゼロになるというような、そのまま推移すればですけど。長くかかるのはわかるんですけど、この率がずっとキープできれば、多分ゼロに基本的にはなっていくと思うんですけど、滞納が。

飯田委員長 小谷課長。

小谷債権回収課長 そういう想定のもとでの計算をしたことはありませんけれども、限りなくゼロに近づくように毎年努力をさせていただくということで申しわけないですけど、答えにさせていただきたいと思います。

以上です。

飯田委員長 ほかに関連質疑がございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 続きまして、質疑の通告がございますので、林委員。

林委員 成果説明の53ページの下段のところですけども、国保の保健衛生普及事業、この中で医療費通知とか、ジェネリック医薬品使用の周知をされておるんですけども、これについてどれだけ効果が上がっているんでしょうか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

周知につきましては、昨年の8月現在で57.5%ほどジェネリック医薬品を使っていたいておりましたが、今年の8月には66.1%ほど、約8.6%ほど伸びておりますので、周知効果があったんじゃないかと考えております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 医療費通知のほうはどうですか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 医療費通知のほうは2万8,481件でございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 医療費通知は年6回されて、2カ月遅れぐらいで個人に医者へかかったら通知が来てます。それは私も医者にかかった場合、見るんですけども、その目的は、あんた本当にその医療機関にかかりましたか、またその費用について間違いないですかということを知ってもらって、間違いだったら言うてもらって、是正するというのが目的だと思うんです。せやさかい、通知した件数はええんですけども、何件か1年間にそういう市のほうに言うて来られる人があるかないかということなんです。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 医療費通知につきましては年6回させております。その額を見て、患者の方から問い合わせがあるかと言われれば、こうなるんですねというお答えというか、何件かあるような程度でございます。

飯田委員長 林委員。

林委員 何件かでなしに、何件かやったら件数わかると思うんですけども、それとジェネリック医薬品の使用66.7%、全医療機関の数値ですか、これは。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 はい、全体です。

飯田委員長 林委員。

林委員 医療費通知、これ国保連合会で電算で委託してやられておると思うんですけども、ほとんど効果がないと思うんです、費用をかける割に。不正請求を医療機関がしたりとかすることを発見するためにしよるわけなんで、ないんだったらね、もう費用をかける必要がないと思うんです。そのかわりほかのところにもっと効果がある保健衛生普及事業に回すべきだと思いますし、ジェネリック医薬品の使用に

については、時たま来てますわ、医療機関にかかったら、ジェネリック医薬品を出してくださいと申し出てくださいという、あれが来てますけどね、なかなか医療機関自体がうちはジェネリック医薬品を使いますという方針を出されとったらええけどね、お医者さんが見立てして、薬を選んでおられるのに、先生、この薬じゃなしに、違うのをお願いしますよと、患者はなかなか言えんと思うんですけどね、もしもっと普及さすんだったら、市内の全医師会を通じてでもええで、できるだけジェネリック医薬品を使うようにしてくださいとかいうようなことを言わんと、個人にそういう通知出したって、なかなか難しいと思うんですけど、どうですか。

飯田委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど医療費通知のほうの関係の不正請求抑止、そういったような効果のというところで先にいただきました。当然そういったようなところもあるかというふうには思っておるわけなんですけれども、この医療費通知を差上げますと、大体何人かはこれはどういうことなんだろうというお問い合わせをいただきます。それについてはこの費用を払わないといけないのかというような点での御質問のお電話をいただいております、実際にその病院にかかっていないとか、こういうふうな自己負担ではなかったというようなお問い合わせをいただいたというようなことは今のところ聞いてはおりません。

ただ、その医療費通知につきましても、おっしゃいますことも理解はできるんですけれども、やはり今国保の医療費が伸びておる中、適正受診ということをしていただきたいということで、市民の皆様にも御協力をいただきたいというふうに思っております、いろいろなお知らせ等をさせていただいております。そういった一つの医療費がこんなにかかっているんだなというようなこととか、必要な医療は当然受けていただいて当たり前のことではあるんですけども、そういう御自身の医療の状態というのを見ていただく、確認をいただく機会としては有効なものではないのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、ジェネリック医薬品の使用の関係なんですけれども、おっしゃいますように、患者さまから先生方にお伝えになるということは、なかなかしにくいと言われる方ももちろんあるかと思えます。こちらのほうといたしましても、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それぞれの会のさまざまな場面で会長さんを通じてそういったような御協力のお願いもさせていただいておりますし、実際薬局の窓口でもそう

ということのお話はしているというようなお声もいただいております。引き続き三師会のほうを通じて先生方や薬剤師さんのほうにも市からもお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 医療費通知の関係ね、今言われたように、この通知が来たときに、これ医者代として払わんとあかんのかというような問い合わせはもうずっと毎年あります。年寄りの方はそういう通知が来たら、そう思われるんで、そういう誤解を生むようなことばかりであり効果が上がってないと思うんです。ですから、これはもう今までやってきたから続けてやっとなやというような考えでなしに、効果がないんやったらやめて、あとは連合会のほうから重複受診されておられる方、内科とか外科とか、違う医療機関に同じ月にかかれておるデータが来ると思うんです、重複受診のね。そのデータをもとにもっともっと、何であっちこっち行ってんですかというような調査をして、もっと重複受診をしないように指導するほうが医療費を減らすには役立つと思うんです。そのわけのわからん、誤解を生むような通知を出すんでなしにね。そのデータは今活用されてないと思うんです。連合会は一括しているんなデータを送ってくるんですけども、それを保健師さんとか、担当のほうも人数が少ないのでそういう余裕がないと思うんですけども、やっぱりもっと有効なデータも来ておるはずなんで、そっちのほうへ回してくださいということなんです、その費用を。

以上です。答弁はよろしいわ。

飯田委員長 関連は。

鈴木委員。

鈴木委員 すみません、委員会資料の6ページが第三者行為であるとかというところも載っていると思うんですけど、この保健衛生普及事業というのが年間780万、760万からというところがかかっている、当初予算のときの主要施策に係る説明書はレセプト点検効果額で1,500万、つまりコストと費用便益でいくと2というところをあれしたんですが、そのレセプト点検の効果と、あとジェネリック医薬品じゃなくて、普通の医薬品を使ったときと今回のジェネリックを使っていたことで削減した効果というのは実際どれくらいあるのか、それがかけている780万と費用に見合っているのかということをお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 それでは、レセプト点検による効果というものですけれども、平成27年度につきましては、ざっと2,000万の効果があった。ジェネリック医薬品につきましては、パーセンテージまでわかるんですけれども、額的にはつかんでおりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その委員会資料の6ページを見れば医療費はどんどん上がっていている。第三者行為のこの下がこれ効果額ではないんですかね、返還金とかいうのは。それでいくと2,000万というのはちょっとわからないところと、あと、それは第三者行為の率というか、県とか国とか、そういうところの統計データとかからいくと、多いのか少ないのかというのはどうなんでしょうかね。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 多いとか少ないとかいう第三者行為自体が交通事故に限られたような請求でございますので、一概に多いとか少ないとかを比較できるものではないと考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、第三者行為という、交通事故もあるし、労災とかの関係もあるんじゃないでしょうかね。そのあたりも含めると、統計データ出ているはずなんですけど、それが人口に対する率であるとか、医療費に対する率なのかわからないんですけど、何か統計処理をされているはずなんですけど、そのあたりはつかんでいらっやらないんでしょうか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 その辺の数字につきましてはつかんでおりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどのレセプト点検による効果額が2,000万ということをもう一度御説明いただきたいんですけど、何と何を合わせて2,000万というか、この年度別第三者行為等云々というのだけじゃなくて、ほかにもどういう効果が合算されて2,000万というふうにおっしゃっているのか教えてください。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 資料の中にはございませんが、資格点検などが主でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 当初予算のときの主要施策の説明書でレセプト点検効果額1,500万ということを目標に上げているのであれば、そのことに対して成果説明をしていただか

ないと、一体何が行われているのかわからなくなってしまうので、そのあたりもうちょっと徹底してやっていただきたいというふうに思いますのでお願いします。答弁結構です。

飯田委員長 ほかに。

岡前委員。

岡前委員 国保の関係なんで、ついでにお聞きしておきたいんですけど、同じ部から出していただいている資料の6ページの保険証の交付状況についてお聞きしたいんですけども、私はずっと国民健康保険というのは皆保険の根幹であるということで、短期保険証であるとか資格証明書の交付自体、本来はペナルティーとして行うべきではないとかねてから言ってるんですけども、この間ずっと短期証にしても資格証にしても交付が当然のような状態がもう定着しております。それで、短期証であるとか資格証の交付を決定されるに当たっての理由をどういう理由でされているのか。この間、私の認識では短期証については分割納付の同意が得られた方については短期証、それで資格証については悪質ということで納付相談にも来られない、そういうふうな方については悪質やと判断して資格証を交付しているというふうな認識でおるんですけども、この間、資格証についてはそんなに件数増えてないですし、短期証についても国保の加入者自体が減っているので減少傾向にあるのかなというふうなことですけども、一定の割合ですっと続いているというふうなところで、今、平成27年度の実態をお聞かせいただいたらと思います。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 それでは、短期証、資格証の数を申し上げたいと思います。

8月末時点で短期証の方は273世帯、522人、資格証の方は7世帯、8名となっております。判断基準でございますが、先ほど岡前委員さんから申し上げられたとおり、そのような判断のもと、やっております。内容につきましては、前年度分以前の保険料を滞納している世帯の方で、たび重なる納付相談にも応じてこられない方、未納の世帯について資格証をお出ししているという関係でございます。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それで、特に問題のあるのが資格証やと思うんですけども、私もこの前、たまたま子どもが退職をして、その保険証の手続が終わるまで、新しい保険証が来るまでにどうしても医療機関にかからなあかんということがあって、10割負担というふうな経験をしました。やっぱり10割を窓口で一回支払うというのはものすごく

大きいんですね。ですから、資格証を交付しなければならない人というのは、国保税の納付という点からいえば、確かにそういうペナルティーもやむを得ないのかなというふうな感じも持ちますけども、やっぱり医療機関にかかれなくするというふうなことからいえば、やっぱり国保の本来の役割、医療機関に安心してかかれるというところからは大きくかけ離れるので、資格証の交付というふうなことは避けるような施策がとれないのかなあと。実際に今現在で7世帯ですから、具体的に資格証を交付されている方というのは年齢やとか、明らかに本当に支払い能力があって、そういう納付相談にも応じてもらえないというふうな状況が実際に本当にあるかどうか。そのあたりの7世帯、8人について詳しい状況をちょっと説明していただけますか。本当にやむを得ない状況なのかどうか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほど言われましたとおり、病院等にかかれないということはよくわかります。しかし、先ほど申し上げた判断基準によって資格証をお出ししておりますので、そのような状況になっております。

その世帯の中にもし、先ほどの質問の答えにならないかもわかりませんが、もしその資格証の中に高校生以下の方がおられましたら、その方については半年の短期証をお出ししておりますので、それで病院にかかっていたいただくことができるということで、御理解いただきたいと思います。

飯田委員長 よろしいか。

岡前委員。

岡前委員 国の指導でそれに従わざるを得ないという側面もあるのかもしれんですけども、自治体の判断として資格証の交付をしないという選択はできないんですか。この間、いろいろな国への要望等もあって、今言われたように児童に対しては資格証の場合でも短期証を交付しなさいという指導がやっと入って、ここ2、3年の間にそういうふうになったんですね。でも、やっぱりその趣旨というのは医療機関にかかれなくするということの重要性をやっと国もわかったということなんで、やっぱり自治体の判断として私たちはその医療機関にかかれなくするような資格証の発行をやめる。担当課で判断できる問題ではないですけども、やっぱり担当課がそういう実態を一番よくわかっておられるわけで、そういうところからやっぱり声を上げていただく必要もあるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 お気持ちはよくわかるんですけども、担当課としましては今の段階では、このような状況でこのルールにのっとってやっていくしかないなと今思っております。

飯田委員長 審議の途中ですが、ここで午前10時35分まで休憩とします。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

飯田委員長 質疑を再開します。

林委員。

林委員 成果説明の55ページの上段、小水力発電導入事業なんですけども、これ平成27年度、西河内地区で事業性評価調査をされておるんですけども、これは事業ができるかどうか、水量があるかどうかの調査なんですけども、どういう調査をされたんですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。調査させていただいた内容につきましては、今御指摘もあったように、流量の推計でありますとか、それから河川の維持流量、水生生物に必要な部分の検討、それから管路ルートを選定、それからどれぐらいの発電規模がいいのかなというふうな、そんな検討です。その辺の中を踏まえた中で概算事業費を出させていただいて、あくまでこれは一般的な事業費の中で、ただ、それでいけば、どうしてもコスト高になりますので、コストダウンができるところはどれぐらいあるか、それをすることによってどれぐらいになるかということを決めさせていただきまして、コスト削減した中での概算事業費を決定、その事業費を用いまして約20年間のキャッシュフローを作成し、経済性そのものの評価をさせてもらっております。

そのような中で経済性としてはあるなあということが出ております。また、住民主体になって運営していく中で、より利益率が上がってくるということで結論づけはさせてもらっております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 西河内地区、この水を使うて、ここにそういう設備をしようかという大まかな計画があったようなんですけども、この水量の調査をされた地点が地元の話では、一宮の公文川と千種の今、関電が発電所の水を取っているんですけども、そ

の取り口いうたら、河内自治会の一番下流ですけども、そこでされたということを知りたんですけどね、実際に現地というか、計画地で調査されとんだったら信憑性があるんやけどね、全然違う地点でね、水量も違いうだろうしするんですけども、そこで調査されて、その結果がこれで十分できますということが言えるんかどうかと思うんですけども。そういう今言うた違う地点で何で調査されたんか。それで信憑性があると言えるんかどうか。それをちょっと答えてください。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 御指摘のとおり現地の調査につきましては、漁協さん等の調整もありまして不可能になっております。林委員が指摘されたとおり、河呂というのか、ちょっとわからないですけど、発電所の部分と、それから近傍河川の西公文の川をもとに調査させてもらって出させてもらっております。その数値については大まかではあるんですけども、ある程度確かかなと。今御指摘もあったように、実際の川の水量をはかってしなければならないということで、その部分の修正はかけていかなければならないなということは認識しております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 この事業効果のところ、その事業に取り組むための調査ができたという効果が出とんですけども、地元自治会にしたら、よその地点で調査した調査結果をもって、この事業をするということには不安があるようなんです。それで事業自体も経費が安いもんじゃないです。何億という投資をしていくわけなんです。それをそういう調査結果をもってやろうという決断をなかなかされにくいと思うんです。

それとまた、調査費用も500万円からかけて、あんまり信憑性のない調査をなぜするんか。平成27年度でせいだって、平成28年度であらかた方針が決まってからしてもよかったんじゃないですか。そういうことです。なぜ急ぐ必要があるんですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 国のほうの補助ももらっておりますし、どうしても年限的なものが限られてくるということで、期間内ということでさせてもらっております。

それと、流量以外につきましては、あくまでも机上ですけど、できておりますので、やらせていただいたというところが現状でございます。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 地元といたら、まだするかせんか決断を迫られておる状態で、そういうほ

んまに信憑性のある調査ができとらんということで、これ事業の推進に大変弊害になると思うんです。それを申し添えて終わります。

飯田委員長 関連質問。

高山委員。

高山委員 それでは、林委員の関連質問でございます。私も同じように、同じページの55ページということで、小水力発電所事業ということで質問をさせていただきたいと思います。

まず、質疑文を読み上げさせていただいて、答弁をいただいたらなと思います。

調査箇所は当初2カ所であったものが、1カ所となっているが、引き続き調査されているのかどうか。また、発電所の実施に当たっては、地元の最終判断によるものと思いますが、未実施の場合のペナルティーというのがあるのかどうか。

あわせて、福知も事業に取りかかっておられますけれども、進捗状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。

以上です。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。1点目の小水力発電について、当初2カ所という部分につきましては、この調査につきましては鍋ヶ谷川と天児屋川の2カ所をさせてもらっております。西河内の自治会ということで1カ所に発注がなっておりますので、河川としては2カ所、二つの発電で調査をさせてもらっております。

2点目の事業未実施のペナルティーでございますけども、林委員の質問の中でも一部そういう趣旨の部分があるのかなということで捉えておりますけども、あくまでも市としましては、可能性があるところはどこだということで、こういう部分であれば地元としてやっていただければできていくということをご提案させていただきましたので、それがイエス、ノーの部分についてはあくまでも自治会の部分になりますので、その状況でペナルティーがあるとかないとかいうことは今は特に考えておりません。

3番目に福知の状況でございますけども、ちょっと株式会社のことでもありますので、あまり細かくは申し上げることはできませんけども、福知につきましては株式会社を立ち上げられまして、今年度内の事業実施に向けて鋭意努力されているところでございます。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 もう1点、続けてお聞きしますけれども、先ほど課長のほうからも報告があったんですけれども、調査箇所の選定ですね、宍粟市でも福知さんは早くやられておるんですけれども、ほかにも申し出もあったんだろうと思うんですけれども、特に先ほど林委員も言われました西河内の関係なんですけれども、西河内の自治会そのものが先に手を挙げられたのか、逆に行政側、市のほうからどうですかという、そういったことで投げかけられたのか、そのあたりどうなんでしょうか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。今からは福知のほうで順調にあって、なっていければホームページに上げて自治会長会なんかに行って自分が希望という形でいくこともあるかと思うんですけれども、多分、その当時は私はおらなかったんですけれども、可能性がある河川に該当する自治会にどうですかという、最初の投げかけは市のほうから、まず自治会のほうでここは発電ができるなというような認識がないと思いますので、一番最初の可能性がありますよというような投げかけは市からしたのではないかなというふうに思うております。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 課長、投げかけをしたのではないかなというて、お答えになっとんですけれども、当然のことながら、500万円余りの一般財源も投入されておるんですけれども、そのあたりやはり税を投入したということは、ある程度結果を求めないのかなあと思うんですけれども、そのあたり先ほどのペナルティーの話なんですけれども、当局側が投げかけられて、地元が反対をすれば、反対というか、地元がまとまらなければ、やはり未実施ということにも繋がるのではないかなと思うんですけれども、しっかりそのあたりを自治会に、こうなったらこうなりますよというような曖昧なことでもなくって、しっかりとお伝えしておかなければ、やはり地元としても判断材料も当然あるわけですから、先ほども言われておりましたけども、かなり億近いお金を投入せなならいかんということで、本当にいろいろと判断材料を提供していただかなければ、なかなか事業ということは成立しないんじゃないかなと思うんで、そのあたりしっかりと今後やっていただいたらなと思うんですけれども。

エネルギーに関しては、やはりこれから最先端行くんじゃないかなと思うんで、取っかかりの福知さんがやられておるんですけれども、それを見ながらという手もあるんですけれども、やはりこのエネルギーについて70%推進すると言うんだった

ら、やっぱり積極的な部分も、やっぱり攻めというか、そういう部分も欲しいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 御指摘がありましたように、総合計画等で定めます70%エネルギー事業率ということに対しましては、より積極的に課といいますか、部といいますか、市として取り組んでいきたいと思えます。

ただ、やり方についてはなかなか今、入り口でございますので、鋭意努力させていただいて、高山委員の言われたような状況、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、再生可能エネルギーの小水力のところについているので、小水力発電のことについて伺います。

実際この事業の成果については、先ほど言っていたんですけど、当初の主要施策に係る説明書の2カ所というのは、あくまで西河内ともう1個、福知はもう終わっているんで、平成27年、28年の継続でもう1カ所、西河内は平成26年、27年の継続で調査するという2カ所だったと思うんですけど、今の御説明だと、西河内の中の河川の2カ所というふうにおっしゃっているんですけど、その答弁はおかしいですか。まず、そこだけちょっと確認したいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。鈴木委員の言われた調査箇所2カ所、調査箇所1カ所につきましては、御指摘のとおり調査箇所としては1カ所、私の捉え方が少し西河内だけの分に捉えたんで、西河内の中で2カ所ということで答えさせていただきました。御指摘のとおりでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、私的な感覚ではなくて、課としてそれ主要施策に対して目標を立てたのを、何でそういう解釈で答弁されるのか、まずそこがちょっと意味がわからないんですけど。それは課の目標であったり、市の目標であって、2カ所調査をするんだという話の2カ所というのは、西河内とどこかですよ。それをなぜその解釈が西河内の中の2カ所という解釈になるのか、ちょっともうそれならば決算の評価ができないんですけど、そういう状況では。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません。あくまで高山委員の中で言わせていただいたのは、西河内の中の部分で言わせてもらいました。それは指摘のとおり。ただ、当初平成27年に2カ所の調査、西河内も含めてさせていただく予定で計画はしてありましたけども、いろんな状況、なかなかできないということで、1カ所に結果としてはなっております。御指摘のとおり、目標は2カ所なんで、その半分の1カ所しかできなかった分については、御指摘のとおりもう1カ所、できる限り積極的に攻めていって調査してもらうことが大事やなと思っております。

ただ、これにつきましては、大変な資本が要る部分なんで、各自治会ごとの意思の形成という意味合いからも少し2つというのは無理やったんかなと思うております。その部分については反省しております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと小水力だけじゃないんですけども、エネルギー自給率の関係について触れてもよろしいですか。

飯田委員長 はい。

鈴木委員 再生可能エネルギーのあれも含めてなんですけど、エネルギー自給率というのは70%というのはよく聞くんですけど、この70%というのは本当に自給率なのか、それとも、自給率って結局市内で生まれたエネルギーを市内で消費するというのが自給という概念だと思うんですけども、そういう意味での自給率なのか、まず、その自給率の定義をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 自給率の定義でございますけども、70%という定義につきましては、運輸とそれから産業を除く、俗に言う民生と農業の部分についての市内の総エネルギー自給率の70%を目指すということを宍粟市の第2次の総合計画の基本施策の中で計上させてもらっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 再生可能エネルギーと小水力も含めてなんですけど、平成27年度末で市が算出する自給率というのはどれくらいになったんでしょうかね。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。私どもといいますか、コンサルさんも含めて総エネルギーの自給率の実績を使わせていただいておりますのが、資源エネルギー庁の総合施策課のほうも発表しておられるんですけども、2年遅れでエネルギーの自給実績

が出てくるものでございます。平成27年度の時点では平成25年度しか出てきませんので、悪いですけど平成27年については平成29年の段階にならないと、2年遅れてしか計算はできないということになっておりますので、一番直近の部分でいいましたら、平成25年度、環境基本計画の中でも申し上げておりますけど、49.5%が今一番より正確な数字として上がっている部分でございます。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 総合計画の中では年度ごとの目標値なりというのはなかったんでしょうかね。それは本当に飛んで、平成25年と次が27年末ということなんですか。それが出て出ないですか、平成27年度末の段階のは。平成25年度のを使うんですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 市全体のどれぐらいな量が出るというのは2年遅れになってきますので、もしするとすれば平成25年度のベースという格好になります。特に、最近LEDの電灯のLED化とか、それから省エネの機器とかということがありますので、全体量も推しはかることが難しい時期になっておりますので、どうしても国の調査が出ることを踏まえて出していく形になりますので、平成27年度という部分については出ることができないと思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、質問の意図はそうではなくて、総合計画の中でもそういうふうな状況なんで、平成27年度末にこうなっているということの目標値はなかったのかということを知りたいんです。ちょっと今手元に総合計画がないので、申しわけないですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 総合計画につきましては、平成27年からの新たな10年間ということで、平成26年度につくらせてもらっておりますので、平成26年の中でより正確な数字を使って平成27年度以降を推計しておりますので、実績としては中間の5年のときにまた数値としては出ていくと思うんですけど、今分ではあくまで推計で出した、今の数値としては出ない状況になっております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 総合計画の1次の終わりというのは平成26年ですか。平成27年末で平成

28年からではなかったんでしたっけ。という認識なんですけど、そもそもその認識は間違っていますか。平成28年からのじゃないんですか。合併後1年遅れて10年計画出しているんで、多分ずれていると思いますけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、合併当時にあればよかったんですけど、なかった関係で1年ずれておりますので、平成28年から2次の総合計画が始まっております。すみません、訂正させていただきます。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、第1次総合計画の終わる時点でエネルギー自給率を何%を目標にするという目標は掲げていなかったのかどうかということを伺っているんです。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、今手元に総合計画ありませんので、はっきりは言えませんが。

飯田委員長 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

飯田委員長 会議を再開します。

先ほどの件につきましては、後ほど回答をしていただきます。

鈴木委員。

鈴木委員 では、すみません、僕の手元にないので申しわけないです。

では、あとエネルギー自給率の考え方の問題なんですけど、基本、宍粟市の場合、再生可能エネルギー、太陽光云々は自前で使うというよりも、売電して理論的に関電さんとか、いわゆる電力会社から買ったものが、中にそれが含まれるという、その理論推計だと思うんですけど、そもそも自給率ということからいくと、やっぱり市内でどれだけ本当にダイレクトに使われているかということだと思うんですけど、そのあたりは推計したりとかというのはできないんでしょうかね。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、国の統計が出ましたら、全体としての部分は出てくるかなと思うんですけども、あくまで農村地域の中で農業用と、それから民生用の中で捉えて、今は計画させてもらっております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それができるかできないかということを伺っているんです。その推計が実際に売電したわけでなくて、自分とこで使っているということが理論値じゃなくて、実際にどれだけ賄われているかということは推計はできるのかできないのかということをお聞きしているんです。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、エネルギー自給率の実績の部分を分母にして、あくまでも再生可能エネルギーを分子にすれば可能かなとは思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、こちらで研究します。

では、その件に絡めてなんですけど、太陽光発電、再生可能エネルギーの普及でCO₂削減ということが目標値になっていると思うんですけども、それ結局、いくらCO₂を削減しても経済効果というのは多分はかれると思うんです。それを例えば森林吸収とかも含めて還元したらどうなるかとか、そういう経済効果みたいなことは今の状況ではどういう状況なのか、教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。確かに今指摘あったように、削減については計算上は出ておりますけども、その中で削減ができたから、それに伴う販売ができたとか、補助金、交付税が来たとかということについては、今、特に計算はできない状況でございます。あくまでも地球温暖化防止のために、国を挙げて取り組むべき課題のCO₂の削減ということで、市も同じように取り組もうということの認識で対応させてもらっていると思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 CO₂の削減のことに關しては、多分震災、原発事故の前後で大分社会情勢が変わっていると思うんで、そのあたりのことも注視して目標の修正なり加筆なり、算出の仕方を検討するなりして、実際にどれだけ削減できているのか、あとエネルギー自給率も本当のある意味でのというか、本来の自給という概念の中でどういうふうに消費されているのかということをしかりと調査できるような体制を整えていただきたいと思います。お願いします。

その件に関してはもうこれで結構です。

飯田委員長 関連。

実友委員。

実友委員 私も再生エネルギー自給率70%ということでお聞きしとったんですが、ほとんど今聞かれました。今後2030年に70%を達成するためには、こういったことを心がけてしなければいけないかというようなことを聞かせていただきたいというふうに思います。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。まず1点は、もちろん電気をつくって供給するという事は一番大事かと思えます。

それとは別に、どうしても使う量を減らす。ちょっと先ほども申しましたけども、各家庭なり事業所なりのLED化を進めるとか、それからエアコンとか、いろいろ一番電気を食う家電品の省エネ化の製品を使っただけとか、まずは使う量を減らすということも一番大事になってくるんじゃないかなど。その二つを大切に自給率を上げていくべきもんだなという認識は持っております。

以上です。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 もう1点、部長のほうからの一番最初の話では、西河内、それから福知のほかにもこれからも計画をしていきたいと。何カ所かの計画をしていきたいというような話がありました。そのことについて、ほかでもうここは検討しておるといような場所はございますか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。具体的には一宮町の中坪自治会のほうで福知ほどの大きさじゃないですけども、検討をされております。

それと自治会という枠ではないんですけども、神戸地区の連合自治会と言ったらいいんですか、神戸地区の12の自治会全体で2カ所を今現在検討中ということで真剣に取り組まれております。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 同じく小水力発電のことなんですけども、監査委員の意見書の中で小水力発電事業について、自治会等が運営主体となるが、事業展開に当たってはリスクもあり、幅広く情報収集を行い費用対効果などを含めて十分に検討し、推進を図ら

りたいというふうな意見が付されております。この中で特に気になったのが、リスクもありということなんですね。この間、いろんな事前調査等、国や補助金、公費を使ってやっておられて、福知の状況もあわせてお聞きしたいんですけども、具体的には今どういうふうなリスクが考えられて、そのリスクを避けるために例えば福知なんかではどういうふうにされているのかとか、このリスクというのが今まで説明を聞いた中では小水力の発電はきちっと調査ができて水量等が確認できたら、そんな技術的には難しいものではないというふうに認識をしておったので、そのあたりは監査委員が指摘されておることなんで、それなりに根拠があるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。監査委員の御指摘の中でリスクという部分につきましては、1番に言われましたのは、自治会が今度は大きな事業、会社経営をしていくということで、ふなれなことでもありますので、それからこれまでと同じように会の運営でありません、会社の運営なんでその辺のリスクがあるなという、そこは十分注意してやってもらいたい。通常の会計をするにしても、お金を集めて、自治会に必要なものを使うということじゃなしに、あくまでも経営ということなんで、その部分は一番心配されておりました。

それと、二つ目につきましては、どうしても自然を相手にする事業でございますので、いつ何どき大きな災害が起きるかわからないということもありますので、その辺のことも考えて、そういうところのリスクはあるなということ、そういうところを十分理解していただいた上で、自治会として真摯に取り組んでもらうということが大事かなということ、意見書としては書いていただいております。

それと、2点目の福知につきましては、先ほど申しましたように、株式会社を立ち上げられまして、今年度内の事業実施に向けて努力されております。もちろん先ほど言いました経営について、資金の借り入れ、返済計画、実際にできるかいろいろと自治会の中で協議された中で進めてもらっております。もちろん自然災害の部分も含めて今ちょうど自治会内の意見の形成をされているところでございます。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それでリスクの軽減というふうなところで、ある程度市が発端になった事業であると思いますので、市もある程度経営についてもそういうノウハウやとか、

多少の災害では壊れない施設、通常の施設よりも強固なものにしていくとかいうふうなものでフォローはしていかなければならないと思うんですけれども、例えば会社という形で債務を借りられるに当たって、市が債務保証するとか、そういう部分での市の応援というふうなところは、どこら辺まで考えておられるんですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 市としましての応援につきましては、事業性評価部分での応援と、それと再生可能エネルギーの中での完成後の100万円という補助金は今現在あります。ただ、県ほうからの補助金とか融資とか、そちらのほうの部分も含めて応援はさせてもらっております。直接的な投資とか、直接的な株主になるとかいう部分については今現在市としては取り組んでおりません。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 確認しておきたいんですけれども、自治会が株式会社を立ち上げられて、それで借入れをされると。それに当たっての市としては債務保証等を行うことはしないということで確認させていただいていいですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今現在についてはそういう形で進めております。

以上です。

飯田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 続きまして、次の質疑を行います。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほどちょっと医療福祉関係ですつときていて、今環境に飛んでしまって、また戻りそうなので、もしあれだったら環境関係の関連の質疑をやってから、また医療福祉に戻るのがいいかと思うんですけれど、どうでしょうか。

飯田委員長 環境やね。

高山委員。

高山委員 環境に関する事で私のほうから質疑させていただきたいと思います。

一般会計の決算書のほうの中から107ページの委託料についてですけれども、電気自動車の充電器の利用率、またCO₂削減に寄与している数値というんですけれど、なかなかあらわしにくい部分だろうと思うんですけれども、電気自動車そのものは委託をニチコン株式会社さんにされております。約104万9,000円ということなんで

すけれども、宍粟市といたしましては、やはりCO₂削減であったり、また電気自動車の充電器を設置しておるということで、市外からのお客さんも誘致できるんじゃないかと、そういった思いで設置をされておるところでございますけれども、利用率というのがなかなか我々にはわかりませんし、市の庁舎の駐車場にとまっとなまれに見るぐらいで、それほど利用はされてないんじゃないかなと思うんですけれども、もちろん場所貸しというようなことだろうと思うんですけれども、そのあたりいかがかなと思うんですけれども。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。電気自動車の充電器の利用率というのは、ちょっと分母の分がちょっとわかりかねますので出せませんけども、全体の利用件数という部分では把握させてもらっております。平成27年5月23日から開始したと思うんです、有料の分。無料の部分についてはちょっとわかりませんけども。3月末までをもちまして全体として666件となっております。一応、人とは申しますけども、あくまでもカードで充電されますので、その人数にすれば153人になるなあと。細かい内訳につきましては、市役所が目の前にあるんですが、そこで383件、あくまでも平成27年度ベースです。人数としては81人。それから道の駅みなみ波賀につきましては193件、69人。同じく道の駅ちくさにつきましては90件、46人と。ただ、合計しますと件数は666件なんですけども、単純に足し算すれば196人になります。196と153の差43人につきましては、重複して市役所でも充電されておる、みなみ波賀でもされておるということで、全体としては153の方が入れられておると。これについては住所とかは全くデータはありませんので、市外の方が入れられておるか、市内の方が入れられておるかはわかりません。全体としては666件、153名の方に御利用をいただいておりますという状況でございます。

それと、CO₂の削減につきましては、私どももどれぐらい削減できるのかなというのは非常に知りたいところでございますけども、どうしても車種がまちまちでありますし、それから1回の充電でどれぐらい走行できるのかなということが今全く不明でございますので、もしそういう数値が出てきましたら、それをもとに計算は可能かなと思っておりますけども、今の現在では1回で走れる距離とかが把握できませんので、ちょっと推測することはできかねます。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 お答えをいただきました。多いか少ないか、我々も判断基準がないので

すけれども、少ないかなとは思うんですけれども、やはり知らない人がいらっしゃるじゃないかなと思いますし、そこまで電気自動車が普及してないというのが事実あるかと思うんですけれども、その中で先ほど述べましたように、やっぱり観光目的で来られる方で電気自動車に乗って来られる方も中にはいらっしゃるのかなと思うんですけれども、もちろん営業もあるかと思うんですけれども、その中で、やはり市内の観光パンフレットありますよね。多分記載をしておられたと思うんですけれども、そういったことで、充電器が設置されておりますよという、そういった記載がしっかりとされておるのか。これ今後においてそういったパンフレットの地図の上に落としていただくということも、一つ観光に結びつくんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。そうですね、確かにいろんなところのホームページにも載っているところがありますし、それからネットワークというんですか、電気自動車を持たれている方同士がどこどこにあるということも認識されてますし、それから私どもがつくらせてもらうたんとは別に山崎のローソンにも1台ありますし、それから道の駅はがのほうにもありますし、そういうものも含めて掲載していくことによって、観光の足が向こう向こうへ延びていくということは非常にいいことではないかなと思うてます。できれば載せていただければありがたいなと思うてます。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 それでは、電気自動車というのは我々も乗せていただいたら、大変物静かで大変いい車だなと思うんですけれども、やはり市の公用車、担当が違おうかと思うんですけれども、公用車が今台数が資料にあったんですけれども、今後において台数を増やすとか、そういった計画というのがわかる範囲で教えていただいたらなと思うんですけれども。担当課が違ったら申しわけないんですけれども。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 あと何台伸ばすとかというのは、ちょっと管轄が違いますので、うちのほうから申し上げることはできませんけども、今2台置いていただいている中の1台は環境課専用ということで乗らせていただいております。非常にパワーもありますし、スムーズな乗用車でありますので、できる限り環境に配慮した電気自動車、ハイブリッド車等を入れてもらうように課としてもお願いしていくことは必要かなと思うてます。ただ、何台ということの目標についてはちょっとここで明言しかね

ますので、努力していきたいと思います。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 終わります。

飯田委員長 関連は。

実友委員。

実友委員 竹チップの話が高山委員から出ませんでしたので、同じような質問をしとんですけども、今、竹チップの稼働状況とか、そういったものを教えていただけるかなということと、申し込み方法ですね、これはまた個人でも借りられるのか、自治会でないとだめなのか、そういったことも教えていただきたいというふうに思います。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。ちょっと順が異なるかもわかりませんが、今現在竹チップにつきましては、国見の森公園内におきまして管理、貸し出しをさせてもらっております。

それから、使える人につきましては、ホームページ等にも記載させていただいておりますけども、市内に所在する竹林の所有者または管理する自治会等を対象に国見の森の休館日である月曜日と年末の12月29日から1月3日を除いては貸し出しをさせてもらっております。個人の方についても所有者であれば、貸し出しはさせてもらっております。ただ、運搬用の車とか使用した燃料については個人負担をいただいております。

それから、市民案内につきましては、昨年度の11月号の広報で一度案内させていただきました。また、その後市民の方が一番使われているなということで、ホームページのほうでも上げさせてもらっておりますので、随時見ていただけるような形にはなっております。

それと、昨年9月1日から貸し出しを開始しまして、3月末までに12回の利用が出ております。

以上です。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 今、国見の森で貸していただくようになるんですか。国見の森にも貸与されておるわけですか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 貸与ではございません。しそ森林王国観光協会というところに委託して、どうしても皆さんが使われるのは土日になってくるので、市役所の窓口にするんじゃないし、ああいうところで借りていただこうということで、委託をさせていただいております。

以上です。

飯田委員長 関連は。

鈴木委員。

鈴木委員 環境関係だけではないと思いますが、森のゼロエミッション事業というのが進行しているのか、とまっているのか、もう終わったのか、よくわからないんですけど、それは平成27年度どういう状況で、その成果というのはどうだったのかお伺いします。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。森のゼロエミッション事業につきましては、旧の一宮の時代から発生しておりまして、宍粟市の中では環境施策に係るような部分全体を森のゼロエミッション事業として予算計上させてもらっています。

その中で出てきておりますのが、再生可能エネルギーの補助やとか、そういう部分かその趣旨のもとつくっております。エネルギー自給率の向上とか、CO₂の削減に補助を含めて努めてもらっております。

今後ともその趣旨を尊重して環境を守っていかなければならないということでの認識はさせてもらっております。

以上です。

飯田委員長 ほかに関連はございませんか。

高山委員。

高山委員 先ほど実友委員、鈴木委員、同僚委員が質疑されておりましたけども、少し漏れ落ちておりましたので、質疑させていただきたい。

その利用率というんですか、年間通じて正月休みとか、そういった休みには利用されないというか、使用されないということなんですけれども、利用率はほとんど毎月の集計が出ておるんだろうと思うんですけれども、どの程度のものなのかということと、その使った方の評価なんです。使い勝手がよかったとか、というようなお話を聞かれているのかどうかというんですけれども、私はある方から、1人ですけれども聞きました。大変便利なもんやと。これほどきれいになるものはないなと。景観がよくなったと。その点評価はよかったということで、私はこれ購入され

てよかったかなと思って、それは私個人の評価なんですけれども、ほかの方々、使った方々はどういうふうに言われておるのか。

1点だけは音が大きいということ。これはもう仕方ないことなので、そういう点でかなり評価が高いところがありましたんで、そのあたり、やはりせっかく買った備品ですから、有効に活用していただきたいという意味で、一般市民の評価をまず聞きたいと思います。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 すみません、ちょっと恥ずかしい話ですけど、よかった悪かったというのはなかなか私どもの耳に直接入ってきておりません。悪ければ自治会長のほうからいろいろ入ってくるということはあるんで、満足していただけたんかなと思うてます。

機械の音については、どうしてもあの特質上やむを得ないかなと。ただ、竹林整備でありますので、1名、2名でできるものではありませんので、自治会挙げてやられたりとか、いろんな団体挙げてやられてますので、その中で切って即処分していくと。これまではそこに堆積しよったんが少なくなったということで、非常に使い勝手のいいもので、評価は直接は耳にしておりませんが、評価としてはいいんじゃないかと思うております。

以上です。

高山委員 どれぐらい使うとん。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 9月から3月までの7カ月間で12回でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは森のゼロエミッションとこの環境パートナーシップ促進事業は関連してますか。だったら質問しますけど。そうじゃなければ遠慮します。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 森のゼロエミッション事業といいますのは、そういう小水力とかを含めて全体の環境の部分に係る予算上の部分でございますので、環境パートナーシップ促進事業につきましても入っているという認識でおります。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、伺います。ゼロエミッション事業の成果とか今後の見通しを通告してますので関連ですけども、先ほど高山委員の通告では、竹剪定枝処理機という

ふうに書いてあったんですけど、国見の森にあるやつは竹専用なのですか、それとも剪定枝も崩せるんですかね、そのあたりちょっとお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 私どもが置かせていただいているのはあくまでも竹林ということで、竹、それから竹林の中に生えているこんな小まい木ですか、その部分を考えております。剪定枝についてはちょっと竹チップーそのものではできませんので、また木材については前々から国見の森に小径木のチップーを置いておりますので、そちらのほうを使っていただければよいかなと思っています。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、その竹の処理機ということで専用機に近いものだと思うんですけど、結局これ肥料に使うというか、その処理を景観をよくするという景観に対する配慮もあるんですけど、それを再利用というか、肥料にするということが何か講座がされていたと思うんですけど、そこまでの追跡というか、それはどのようにチップーで崩された竹がどのように活用されているか、そこまでの状況をお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 鈴木委員が言われますように、確かにせつかく細かくした部分なんです、有効利用できんかなということで、私どもも考えております。一部は草防止のためにできんかなということで、市役所の歌壇のところの一部まいたりしています。ただ、今の分はまだそこまでの有効活用はできておりません。後々は肥料になるなりとかいう形でできればいいかなとは思っておりますけど、今はまず竹林の整備の部分での活用の部分でしかございません。

以上です。

飯田委員長 関連はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、次の質疑に移ります。

鈴木委員。

鈴木委員 環境のことでまだ継続します。成果説明書の56ページあたりの資源の有効活用とかということなんですけど、生ごみの減量化のところ、当初の施策の説明では、処理機の補助台数ですかね、目標台数30台というふうになっていたんですけども、今回、成果説明の中でそのことが触れられてないんですけど、その実績を

教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 生ごみ処理機のほうは当初30台を予定して予算計上させていただきましたが、結果として43台の補助申請がありましたので、そちらのほうは対応させてもらっております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ前から懸案になっていて、大分前からの事業なんで、そろそろ初期に補助して御購入していただいた方の耐用年数が来ていて、新たにということが要望としてあるんですけども、実際にはまだ平成27年度は新規の方だけの補助だったんでしょうかね。それとも再申請というか、買い替えの方とかの補助もあったんでしょうか、そのあたりの内訳を聞きたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 平成27年度につきましては、新規の方のみの補助でございます。

以上です。

飯田委員長 関連はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、次の質疑に移っていただきます。

鈴木委員。

鈴木委員 成果説明の57ページの上段、ごみ収集運搬事業なんですけども、これごみの収集量と、あとごみが出る量というのは人口に大分影響されると思うんですけども、それとの関係、運搬事業の部分で決算費でいくと大分上がっているんですけども、人口も減ってごみも減っていたような気がするんですけど、この運搬事業が決算で大分前年度比が上がっているのはどういう理由でしょうか。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 あくまでも推測の域なんでございますけども、家庭用ごみといいますのは、収集に出されるごみと、中には直接にしはりままで持って行かれるごみがございます。その量をトータルした部分で考えていくべきかなと考えております。私どもが直接経費で出させていただいておりますのは、たまたま収集のごみだけなんで、その分を計上させてもらっております。平成26年度は収集が6,782トンに対して平成27年度は6,830トンに増加しております。ただ、にしはりまクリーンセンターに市民の方々が直接持ち込まれているごみ量は平成26年は303トン、平成27年につき

ましては185トンと減少しておりますので、合算すれば平成26年が7,085トン、平成27年が7,015トンとトータル70トン減少していますので、平成26年から見たら平成27年は持ち込みじゃなしに、お金の要らないといえますか、負担の少ない収集のほうに出されたのが原因かなということで、人口が減ったということでいえば収集も減るんですけども、持ち込みの部分が収集になったということで増加したんだなということで考えております。

以上です。

飯田委員長 続けて。

鈴木委員。

鈴木委員 すみません、環境課の関係で、その57ページの下段、し尿処理の件なんですけども、し尿処理事業の関係でいくと、ダイレクトにし尿の処理量というのは、目標値が1,370キロリットルですかね、ということで、減っているという結果が出ているんですけど、当初のほうでは浄化槽汚泥が6,600キロリットルというのがあったんですけど、これはどういうふうに推移したのか教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 宮田課長。

宮田環境課長 失礼します。御指摘のように当初予算の中では6,600キロリットルという形で認識しておりました。結果として6,449、約6,450キロリットルと幾分減少しております。この数値につきましては、浄化槽汚泥の主なる部分が公共下水道以外のコミュニティ・プラントやとか農集での処理場からの汚泥が主になっておりますので、人口減による流入が少なくなったのか、それから施設の適切な運営をすることによって汚泥量が少なくなったのかということで、あくまでも推測の範囲でございまして、そういう要因があって下水以外の汚泥が少なくなったということが大きな原因かと思えます。

以上です。

飯田委員長 よろしいか。

ないようでしたら、環境を離れた部分での質疑をお願いします。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 委員会資料の5ページにちょっと戻る形になるんですけども、いろいろな福祉医療費助成事業というのがありまして、老人医療だとか、そういったほかのいろんな事業は平成25年からの推計でそんなに受給者数に大きな変動はないんですけども、母子家庭等医療費助成事業に関しては平成25年度で457人、平成26年にい

きなり130に下がって、平成27年も横ばいというか、137ということなんですけども、件数的にも当然落ちているんですけど、これは何か特殊要因があったのでしょうか。ここを伺います。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 お答えします。受給者が少なくなった原因につきましては、県の3次行革プランの関係で、平成26年7月から受給者の要件が児童扶養手当全部支給の方に限られたということで、所得要件が厳しくなったことで激減しておるような状態でございます。

今後この要綱をもとにしていきますので、この状態は続くものかなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。その県の制度の部分なんですけど、これで県とか国とかのいわゆる平均所得よりも穴粟市の所得というのは非常に低位にあるということがいろんなとこのデータで出ているんですけども、そのことを鑑みてこの助成の要件というか、受給の件数でしっかりと母子家庭等の経済負担であるとか、医療の部分の援助ができていくという認識かどうかをまず伺いたいんですけど。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほども申し上げましたが、県の要綱に準じてやっているという要件で下がったということで、本当だった平成25年度の人数にすべきかと思えますけれども、市の単独を入れない限りはここまで増える要因はございませんので、なかなか難しいかなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、ですから、県の所得の要件では厳し過ぎて支援が行き届いていないから、市がやるべきだという認識があるけれども、財政状況等からそこに踏み込んでいないという結論でよろしいんですか。

飯田委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 ただいまの件でございます。言われますように児童扶養手当の全部支給ということで、母子家庭の中でも非正規でのお仕事というような方に限定をされてしまうような収入、所得の方しかなかかなか対象にならないのかなあというような現実としてはあろうかと思えます。今、市のほうとしましても、子どもの貧困の対策であったり、ひとり親支援であったり、そういったようなものについても検討をしていかないといけないということでさせていただいておりますので、今

そういう部としての考えというか、そういったところについてはちょっと申し述べられませんが、検討というか、考えていかないといけない課題なのかなというのを個人的といいますか、私としては思っているところです。ちょっと回答になってないかもしれませんが、以上です。

飯田委員長 関連はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、ほかに質疑のある方。

鈴木委員。

鈴木委員 すみません、先ほど市税とか国保の関係はあったんですけども、委員会資料の7ページで住宅新築資金等貸付金というのがあるんですけども、これが実際には大分ずっと残っているということで、大分改善はされてきているのかもしれませんが、大分残っているんですけど、これはこの徴収には直接かかった費用、なかなか算出難しいと思うんですけども、これも先ほどの国保とか市税と一緒に、もう回収の見込みがない部分は費用をかけてもどんどん無駄な投資になっていってしまうので、どっかで見切りというか、ラインを決めなきゃいけないと思うんですけど、その徴収にかかった費用、それと効果ですね、どれだけ徴収、回収できたかというところの関係、また、今後の回収の見込みですね、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 徴収にかかった費用につきましては、人件費等を含めまして35万3,000円かかっております。今後の徴収につきましては、御覧のとおり長期に及ぶ滞納が残っております。なかなか困難な案件もあるんですけども、徴収に努力していくということをお願いしたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ平成27年度不納欠損という処理をしてないというふうに見れるんですけども、その理由は何でしょうか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 平成27年度につきましては、不納欠損を御覧のとおりしておりません。借りられた方がたまたまこの年につきましては、亡くなられておられなかったということで、今回は不納欠損のほうには至っておりません。

飯田委員長 続いて、鈴木委員から出ていますこの委員会資料の9ページのあたり、コンビニ交付の関連、お願いします。

岡前委員。

岡前委員 同和対策事業で行われたこの貸付金の関係、合併当初からずっと取り上げてきて、総務委員会の資料に過去10年間の貸付金はどう回収されてきたかというふうなことで出ております。それを見ても、かなりばらつきが出てきておるんですよね。生業資金なんかについては回収率が45%になって、宅地のほうなんか73.6%というふうに比較的高いんですけども、住宅建設資金については24%とか、改修資金については35%とかいうふうな形で、かなりばらつきが出てきております。

それで、具体的に徴収事務に当たっていただいていると思うんですけども、7ページの資料にあるように、滞納件数としては全体で71件あって、それで具体的に以前に資料を出していただいて調査をしていただいておりますので、全く手つかずというふうなところはないと思うんですけども、平成27年度中には具体的に何件ぐらい取り立てというか回収に当たることができたのか、そのあたりのまず実態をお聞かせいただけますか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 それでは、回収しました件数につきましては17件でございます。これは分納でいただいたものが17件ということで、御理解願いたいと思います。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 そしたら71件のうち17件ということになると、あと残りのところについては具体的なアクションはできていないということになるんですか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 納付相談等については、継続させていただいておりますけれども、返済していただくことにつきましては、納付がなかつたことで、その差54件が返済がなかったということになっております。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 この10年間、地道に取り組んでいただいておりますけれども、先ほど言いましたように、住宅建設資金では21.4%しか回収もしくは処理がされていない、一方、住宅取得資金については73.6%を回収をされているというふうなことで、大変種目によって大きなばらつきが出てきているんですね。このあたりは何か理由ありますか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 種目ごとの理由というものではございませんが、全体的な理由とし

まして、借りられた方がもう既に高齢になられた方がおられ、なかなか返す余裕もないというような方が結構おられまして、そんな状況で種目的にはございません。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 私はこの種の問題というのは、本来合併前に各自治体がそれぞれ回収の見通しをもって合併に当たるべきやったと思うんですけども、それが進まないまま持ち越しになって合併がされてきて、こんな状態になって、余計でも回収が難しくなっておって、今担当されている方の責任でもないし、過去に事実上徴収事務を怠ってきた過去の合併前の自治体の責任というのが大きいと思うんですけども、でも、これをこのままだけでも放っておくというふうなことはできないと思うんですけども、前にも本会議で取り上げたりしましたけれども、大体いつまでに回収するというふうな目標を持って、調査によってはこの前も債権放棄2件出てきておりましたけれども、やっぱり債権放棄等も積極的に活用せざるを得ないと思うんですよね。やっぱりいつまでには回収するという目標を持っていただいて、債権放棄も取り入れて、やっぱりこういうふうなものがいつまででも残っているというのは、やっぱり自治体の財政としても不正常な状態ですから、そういうふうな目的は担当課のほうでまず持っていただいて、上に上げていくというふうなことが必要かなと思うんですけども、そういう考えはないですか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 期間を決めてやりたいのは本音でございますけれども、なかなか困難な案件がございまして、法にのっとってやらざるを得ないなと思っておる状況でございます。努力して徴収していきたいと思っております。

飯田委員長 それでは、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 では、委員会資料の9ページで、成果説明だと52ページの上段にかかわってくると思うんですけど、コンビニにおける証明書の自動交付事業というのがあります。発行枚数の目標が4,000枚で結果474枚だったということですけども、当初のほうでいくと、15歳から79歳の10%というふうに掲げていらっしゃるんですけど、その年齢層の普及率は現状どうなってますか。

飯田委員長 回答をお願いします。

牛谷課長。

牛谷市民課長 現段階での年齢を区切った資料を今持ち合わせておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 当初の施策の説明にそう掲げてあったのであれば、成果説明はそれに対

応してどうだったかというふうに御回答いただかないと、いつの間か全人口の10%になって、これは委員会でも指摘しましたけども、是非そのあたりしっかりと公表するようにしてください。

あと、それに絡んでなんですけども、委員会資料の9ページにはコンビニ交付にかかる費用というか、委託関係の費用が報告されているんですけども、これも費用対効果の面でいくと、証明書の全発行の30%ぐらいがコンビニでの交付に移行しないと、人件費等々も含めて費用対効果が1ということは超えていかないんじゃないかという目標だったと思うんですけども、その現状はどのようになっているか教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 現状につきましてはカードのほうも伸びておりません。交付の30%を目標にしてたんですけども、現状は0.47%でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ単独でコンビニ証明書等の自動交付事業ということでいくと、決算額4,158万8,000円使っているんです。それで30%でないと、それはもう言葉悪いかもしれませんが、元が取れないという状況で、まだ0.47というのは、これ今後30%までに行く予定が見込めるんでしょうかね。そのあたりの見通しをちょっとお聞きしたいんですけど。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 見通しにつきましては、当初システムを入れた段階で費用対効果の説明もさせていただいておったと思いますけども、やっぱり市民の利便性、そこに重点を置いてやっていきたい。率についてはなかなか30%は苦しいかなと思っています。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実際に委員会とかが示されている平成28年度の状況ですけども、コンビニ交付が始まったのが今年度なんで。やはり市役所の開庁時間にとられている方がほとんどです、コンビニでも。しかも市内のコンビニで開庁時間というものが大半を占めるという意味で、別に利便性の向上にも寄与しているというふうに思いますし、そんなにそこに対しての便益もちょっと提供できないような気がするんですけども、それで今後30%までは到底及ばないということに関していくと、はっきり言ってもう回収もできないというか、投資なんですけども、この投資はどのように捉えたらいいんですかね、四千何百万という額を。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほど申し上げました平日の時間内が多いんですけれども、時間外の利用につきましては、率で言いましたら4割の方が時間外にとられておると。市外の方につきましては、3割弱の方が市外にとられておると。土日でもとれるんですけれども、土日についても2割強ですけれども、とられておると。平日以外、時間外も枠を広げてとるという利便性は御提供できているんじゃないかなと。なかなか周知がいておらないということでカード取得が少ないということで、なかなか伸び悩んでいる。やっぱりカード取得をしていただくことが利用もしていただくのに繋がるのかなと思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それはわかっている、これ当初予算でもスルーしているというか、議決しているんで、何とも言えないんですけど、そもそも番号が付与されても、それでカードをつくるかはまだ未知数ですし、しかもその中でコンビニ利用をするかというのはまた未知数であったんですけども、そのあたりは読んでこれだけの額で採算がとれるというか、事業だというふうに踏んでいたというのが当初の見解として考えていいですか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 なかなか採算がとれるという費用的なものは言いにくいですが、このコンビニ交付につきましては全国でやられておると。なかなか兵庫県の中でも宍粟は早いほうでございまして、そこに手を挙げた、コンビニ交付ができる市となっておると。市外から来られてもコンビニを使ってできるんやなあという安心感も持ってもらえるんじゃないかなと思ったりしております。利用面を周知していきたいなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 回答になってないんですけど、実際にはマイナンバーは付与されるのは全国的にもう上からのあれで仕方がないんですけども、コンビニ交付の事業に乗り出すかどうかは市町村が裁量権があったはずで。そこで乗り出すということはそれだけの効果を見込んで、4,000何百万円という投資をしたというふうに判断をしたのかどうかということです。それは国がやっているからとかという、国の状況と県の状況とコンビニの配置であったり数であったり、生活実態が全く違うんですから、国がやっているからとかがあってということではないと思うんですけど。ほかの施策

でもそういうことを結構聞きますけど、ほかの市町がやっているとか、県が推奨しているとか言うけど、県の平均値とかと比べたら大分状況が違いますから、宍粟市、そのあたりも含めて投資をするメリットがあるというジャッジをして政策決定だったのかということをお伺いしたいんです。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 このコンビニ交付につきましても、証明書をとりに来られる方が仕事をされておりまして、仕事を休んでまでも時間内に行くことができない、平日に行くことができないというような要望も多々あった、そういうことを解消したいということで、平日以外の土日でもとれる、平日時間帯の8時から5時までの間ではなくて、時間を広げて証明書がとれる、市外のコンビニでもとれる、働いておられる職場の近くでもとれるという、わざわざ市役所まで行かなくても証明書がとれる、これは利便性があるということでゴーサインが出たと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 担当課としてゴーサインが出たということは、担当課から要求して予算を上げていくわけですね。こういうのに使うと。それをジャッジするのは上なんでしょうけど、その予算を計上するときに、そういったことを考えていたのかどうかという判断としてはイエスだったのかノーだったのかということを知っているんです。その周辺事情は結構です。イエスかノーかでお答えいただきたいんですけど。はいか、いいえです。そういうメリットがあるというふうに判断していたのか、そうではないのかです。

飯田委員長 論点に即した回答をお願いします。

小田部長。

小田市民生活部長 当然平成27年度の当初予算で予算計上してシステムを構築したというのは、将来的にはそういったメリットが発生するというようなことでゴーサインといいますか、実施に踏み切るという最終的な判断をしたということで、今回、これが初年度の状況で、最初から100%にはいきませんが、かといって、今の低率がいいんだという意味でもございませぬ。実際平成28年度も底をほうような利用率で来ているんですけども、やはりその30%というふうな目標値を掲げているのであれば、それに向けた努力をやっていかなければならない。その努力することが目標だったのかと言われたら、目標ではなかったんですけども、やはりその30%を掲げた以上、それに向けて今まで予想してなかった努力を続けるしかないのかなというふうに考えます。

飯田委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 成果説明の52ページ、53ページの上段ですね。も含めてなんですけども、医療費、これを抑制するというのが大分いろいろなところで言われているんですけども、支え切れなくなってしまうということで。これ人口動態、あと高齢化率の推移、あとは健康寿命であるとかいろいろなことを勘案して、実際にどれくらいを抑えなきゃいけないのか、その必要性みたいなものをどの程度、ずっと伸び続けていて、抑制しなきゃいけないいけないと言いつつながらも、ずっと伸び続けているんですけど、それはどの程度まで抑制しなかったら、将来支え切れなくなるとかという、その目標値みたいなものはあるんでしょうか。

飯田委員長 12時を回りましたけれども、このまま会議を続けます。

回答をお願いします。

牛谷課長。

牛谷市民課長 医療費を抑制する目標というものは今現在ございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 本当ですか。もうとにかく、とりあえず1円でも抑制すればいい話ではないと思うんですよ。今後どういうふうな人口構成になっていくかということが推計され、高齢化率がそれに伴ってどういうふうになっていくかが推計され、生産年齢人口が減るとかということも勘案して、これだけの支出で抑えていかないとたないということのある程度目標として持たないと、ただ単に抑制しろ、抑制しろと言われてもどうしようもないと思うんですけど、本当に持たれていないんですか。

飯田委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 数字的な目標はございませんけれども、宍粟市の特徴として高血圧や糖尿病が多いということから、これらの疾病が重症化せんように、医療費が高くかからないように、県の平均に近づけるように努力していきたいなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの件もそうですが、県の平均値に近づけることが目標というのが理解できなんですけど、それで宍粟市の人口構成等、保険の加入者等々で支え切れるかどうかのほうの問題なんですけども、そのあたりは推計されないんでしょうか。しないで結局抑制しようということを言われているんでしょうか。

飯田委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 医療費の抑制、その目標数値ということなんですけれども、先ほど申し上げておりますとおり、具体的な数値としては今持ち合わせていないというところでございます。

それこそ医療のほうも高度化したり、また新薬が保険の適用になったりと、また、市内の特有の健康課題、そういったようなものもございますので、一概にここまで抑えるというような目標設定という分については難しい、できないのかなというふうに思っております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういった特殊事情も含めて目標を定めていないから、決算してみたら1億5,000万円足りませんでしたとかいうことで、一般会計で加入者以外の方にも御迷惑をかけるような状況が出てきているんで、是非とも、そのほかの施策でもよく平均値を目指すと言うんですけど、みんなが頑張ったら平均値上がったり下がったりしますからね。追っかけっこになりますからね。それが目標になるというか、その平均値を目指すための努力というのは非常に困難ですから、自分たちの地域の実態に合わせて、これくらい抑えないと将来子どもたち、将来世代が厳しくなるかということは推計していただかないと、何とも言えないんで、これだけかかったんですねと言って、決算はそういう状況ですけども、実際にどこまで抑えなきゃいけないけど、これこれしか抑えられなかったというところが問題になってくるわけなんで、そのあたりもしっかりと。非常に困難かもしれないですけども、何とか推計していただきたいというふうに思います。

以上です。

飯田委員長 ほかになければ、これで市民生活部の審査を終了します。

先ほどの総合計画についての答弁は文書で後ほど出していただきますので、よろしく申し上げます。

次の産業部の審査は、午後1時10分から行います。

午後 0時05分休憩

午後 1時10分再開

飯田委員長 委員会を再開します。

これから産業部の審査に入るわけですけども、説明に入る前に職員の方にお願

いをいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席で着席のままお願いいたします。どの説明職員が説明を行うのか、委員長席からわかりづらいので、挙手の上、「委員長」と声をかけていただきます。委員長の許可を得て発言してください。

目の前のマイクに赤いランプがついたのを確認して発言をお願いいたします。

なお、答弁は質疑に対して的確に整理して行ってください。たびたび答弁がかみ合わない部分が出ておりますので、よく整理してお答え願うようお願いいたします。

資料につきましては、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。

それでは、産業部についての審査を始めます。

中岸部長。

中岸産業部長 午前に引き続きの審査、御苦労さまでございます。

産業部におきましては、一般会計と農業共済事業の特別会計と二通りありますのでその概略について、少し私のほうから説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、平成27年度におきましては、産業部におきまして地域の実情に即した産業の振興、また雇用機会の創出を図るべくいろいろな事業を実施したような次第でございます。

まず、第1点目としまして、農業振興におきましては、多面的機能支払交付金事業、また鳥獣被害防止事業等を行うとともに、農業生産基盤整備におきましては、基幹農道、県営圃場整備並びに災害防止の観点からため池の整備等に努めたような次第でございます。また、林業振興におきましては、森林整備地域活動支援並びに林業担い手育成対策、公有林の整備等を行うとともに、しそ防炎景観推進事業等も実施して住民の暮らしの支援等を行ったような次第でございます。

商工振興におきましては、商工会と連携してのプレミアム商品券を発行するとともに、新たに産業連携支援事業を実施するなど、地域における消費の拡大と経済の活性化を図ったようなところでございます。

観光振興におきましては、しそ観光協会と連携しての観光産業の振興に努めるとともに、県内初の森林セラピー事業を初めとして、宍粟市の北部活性化事業の推進もしたような次第でございます。

また、農業委員会におきましては、農地行政の厳正かつ適正な執行はもとより、

農地の相談、農地パトロールを通じての農地の保全等に取り組んでいったような次第でございます。

続いて、農業共済事業につきましてでございますけれども、農業共済事業につきましては、農業災害対策のための基幹的制度として、農家のニーズに応えた農家財産の安定等に寄与しております。総共済金額は11億5,000万弱、前年比106.4%という結果でございますけれども、収益共済事業におきましては、単位あたりの共済金額の減少があったものの、保険収支については83万2,000円の剰余となっております。

事業別におきましては、農業共済事業でございますけれども、まず水稻につきましては、引き受け面積は9万6,740ヘクタール強でございます。また、麦につきましては、引き受け面積が2,850アールということになっております。

また、家畜共済におきましては、畜産農家の高齢化、後継者不足等により戸数や使用頭数については減少傾向にある中で、引き受け戸数は22戸、引き受け頭数1,550頭という結果になっております。

また、大豆等の畑作共済につきましては、耕作農家の高齢化、また夏季の重労働等の要因により作付面積は年々減少しているような状況でございます。そのような中で引き受け面積は6,177アール、共済金額としましては6,167万円強ということで、若干の増加となっております。

施設園芸の共済につきましては、これにつきましても、高齢化等によって継続加入されない農家等がある中で、引き受け戸数は16戸、引き受け棟数は26棟というような状況でございます。

以上で概略につきましては、説明を終わらせていただきます。

引き続き次長のほうから、資料等により簡潔に御説明のほうをさせていただきます。

飯田委員長 中務次長。

中務産業部次長兼地域産業課長 それでは、私のほうから決算委員会資料についての説明をさせていただきます。

資料2ページを御覧ください。

まず、分担金及び負担金の歳入についてでございますが、下の表でお示しさせていただいております。左から予算科目、最後予算現額と収入済額との比較を記しております。

なお、各科目、事業等の内訳につきましては、一般会計歳入歳出決算書14ページから17ページとなっておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、下段の県支出金の歳入についてでございますが、同じく下の表でお示しさせていただいておりますので、御高覧をお願いします。

また、同じく科目の事業等の内訳につきましては、一般会計歳入歳出決算書36ページから43ページとなっておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、3ページを御覧ください。

上段の県支出金の歳入についてでございますが、これにつきましても、下の表でお示しさせていただいております。科目、事業等の内訳につきましては一般会計歳入歳出決算書40ページから41ページとなっておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、下段、諸収入の雑入についてであります。下段に各課の主な事業等の名目をお示しさせていただいております。内容につきましては一般会計歳入歳出決算書59ページから69ページとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、4ページ、歳出についてでございますが、歳出につきましても、表で予算科目続いて予算現額と不用額、執行率等を記しておりますので御高覧いただきたいと思っております。

次に、4ページ下段の農林水産業費の繰り越し状況についてでございますが、林業費、林業振興費で160万円を翌年度に繰り越しさせていただいております。

主な事業についての説明は下記にお示しさせていただいております。

続きまして、5ページ上段になります。

商工費の繰り越し状況についてお示ししております。

商工費関係では5,989万2,000円を繰り越ししております。主な事業についての説明は下記にお示しさせていただいております。

続きまして、中段からの不用額についてであります。1番、農業振興課所管の総務管理費は最終予算額385万7,000円に対し、支出済額が220万円強で執行率が59.1%、不用額につきましては157万円強となっております。説明は下記にお示しさせていただいております。

次に、5ページから6ページの上段になりますが、商工観光課所管の総務管理費でございます。

最終予算額1億3,702万2,000円に対し、支出済額1億1,258万円強、執行率82.2%、不用額につきましては2,442万円余りとなっております。主な原因説明につきましては、下記にお示しさせていただいております。

次に、6ページから7ページ、中段にかけての産業部所管の農業費でございます。

が、最終予算額 4 億 3,111 万 5,000 円に対し、支出済額が 4 億 215 万円強、執行率 93.3%、不用額につきましては 2,895 万円強となっております。主な要因説明につきましては下記にお示しさせていただいております。

次に、7 ページ中段から 8 ページにかけての産業部所管の林業費についてでございます。

最終予算額 2 億 5,620 万 2,000 円に対し、支出済額 2 億 3,176 万円強、執行率 90.5%、不用額につきましては 2,283 万円強となっております。主な要因説明につきましては、下記にお示しさせていただいているとおりでございます。

続きまして、8 ページ中段から 9 ページ中段にかけての産業部所管の商工費でございます。

最終予算額 6 億 8,952 万 5,000 円に対し、支出済額 5 億 3,260 万円強、執行率 77.2%、翌年度繰越額 5,989 万円強。不用額につきましては 9,702 万円強となっております。主な要因説明につきましては、下記にお示しさせていただいております。

次に、9 ページ中段からの農林水産業施設災害復旧費でございます。

最終予算額 3,234 万 9,000 円に対し、支出済額 175 万円強、執行率 54.2%、不用額につきましては 1,483 万円強となっております。主な要因説明につきましては、下記にお示しさせていただいております。

続きまして、平成 27 年度産業部各課において実施しました工事関係、災害復旧工事も含めた一覧表を 11 ページから 15 ページに記しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

業務委託関係につきましては 17 ページから 22 ページに、備品購入関係につきまして 23 ページから 24 ページにお示ししておりますので、御高覧をお願いいたします。

また、農業共済事業につきましては、先ほど部長のほうから説明させていただきましたので、私のほうからは割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

飯田委員長 産業部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告が出ておりますので、順次質疑を行っていただきます。

東 豊俊委員。

東委員 それでは、あらかじめ通告をしておりますので、質疑をいたします。

主要な施策の成果説明書によって 3 項目なんですが、まず最初、1 点目は、79 ページの下段にあります公有林整備事業について聞きたいと思っておりますけども、この件

に關しましては、平成26年度の事業が大きかったというせいもあるのかもわかりませんが、予算に対して執行が弱かったということで、事業低迷の理由は何でしたでしょうかということで、入札の不調によるものだけの理由でしょうかということです。

それと、また、その他の林業整備事業に関しても、これ予算に対しても、また平成26年度と比較しても林道の整備が伸びていないんですけども、その最たる理由は何なんでしょうかという、この件をまず聞きたいと思います。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 それでは、東委員の質問にお答えしたいと思います。

まず公有林整備事業につきましては3カ所を選定し計画しておりました。千種の室の小谷では、37ヘクタールの市有林の搬出間伐を計画しておりましたが、入札不調ということで執行できなくなりましたというのも、面積が37ヘクタールということと、時期的なことで千種の奥地、冬場を迎えるということで再度現地を精査しながら、次回に延ばしていこうということです。

それのみならず、委員おっしゃいますように、ただそれだけじゃないだろうということで、私どものほうでは平成24年度から森林計画制度が改正されまして、森林所有者が施業を委託されるようになり、林業事業体が自ら経営計画を立てて、5年間の労務を調整しながら、森林施業をできるようになりました。そういったところで、従来市有林の発注を待って作業をしていただいていたわけなんですけど、林業事業体自ら労務の裁量ができるといったようなことになってきております。こうしたことが一つの原因とも考えられるのじゃないかなということで、入札参加につきましてはちょっと躊躇される林業事業体が増えてきたということをもまず認識しているところです。

それと、林道の整備事業につきましてはですが、ここの林道整備といいますと、公有林、公共事業として開設している林道といえば、前地・カンカケ線のみなんです。新規開設につきましては、当然地形とか基準とかありまして、大変高額な道になってきます。そうしたところで開設に至っては森林所有者が少し負担が増えてくるということで、開設事業は躊躇されておりますが、まず今ある既設路線を維持管理しながら、作業道を利用して森林整備を進めていこうという流れが最近濃くなってきているというふうに思っております。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっと前後しますけども、あとの林道整備の件は、林道じゃなくて作業道をどんどんどんどん整備していくほうが効率がいいということで、そう受けとめてよろしいか。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 林道の作業道の路網の位置づけのところなんです。林道といえば高規格、いけば車輪が通っても安全に通れるという林内路網なんです。作業道といいますのも当然トラックは通るんですが、今、高性能林業機械がたくさんありまして、そういった機械が通れば森林の中の施業も進んでいくという流れのほうに変わってきているので、そういった高額な林道より搬出間伐と同時にできる作業道で路網を延ばしていくという考えです。

飯田委員長 東委員。

東委員 わかりました。是非そういう効率のいい形で進めてもらったらいいかなと思います。平成27年度も終わりましたので、平成28年度引き続きその辺はお願いしたいと思うんですけども。

それで元へ戻りますけども、その入札の不調ということだけじゃなかったということですけども、まず入札の不調に関して、なぜだったのか、もう一度もう少し詳しく説明願えないかね。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 初回の入札では1社でございました。1社が設計額よりかなり乖離していたということで、再度入札を執行したわけですが、そのときに応札者がなかったと。私ども市有林これからも続く整備なんで、状況を事業者と確認し合った中で、やはりそれぞれの事業者が経営計画をもとに立てている時期と重なってしまったと。宍粟市内、林業事業者かなりおられて、数がどうなんという話ではあるんですが、当然それぞれの林業事業者が5カ年間の経営計画をもとに、今、労務調整しながらされていたと。そこに市有林が割り込んで発注をかけたわけなんですけども、なかなか労務調整が効かなかったというのが原因です。

飯田委員長 東委員。

東委員 ああそうですか。大きく二つの理由と受けとめていいんですかね。1点目は、いわゆるなかなかその価格ではできないということと、それと、仕事があれば、多少無理ができるけども、一応仕事もほかにあるので、なかなかそんな安価ではできないという理由と、それと労務者の関係ということの2点で受けとめていい

んですか。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 はい、そのとおりです。

飯田委員長 東委員。

東委員 そしたら、これはちょっと外れますけども、森林組合との調整なんかはそういうときには全く別物なの。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 森林組合も同じくほかの林業事業体と同様に扱っていますので、同じような立場で対応しております。

東委員 わかりました。

飯田委員長 関連は出ていないと思いますので、東委員、続けてお願いいたします。

東委員。

東委員 では、公有林整備事業については関連がないようですので、2点目に入ります。

これも主要施策の成果説明書になるんですけども、81ページの上段にあります大学連携商店街活性化事業ということで問うんですが、これは成果にありますように、空き店舗の活用が図れたと、こうなってますけども、空き店舗の活用が図れたことは結構なんですけど、その空き店舗の持ち主の今後の動きとといいますか、考え方とかその辺に変化が見られたのかどうか。その辺はどうでしたでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 先ほど御質問の空き店舗の活用と持ち主の今後の動向ということなんですけども、まずこの事業では、大学との連携をきっかけにワンコインフェスタとか、まち歩きというイベントを開催されております。その中で、空き店舗の軒先とか、空きスペースを活用して事業を商店街のほうで実施をされたということです。

その実施された方々が平成27年度からまた新たに山崎中心街活性化プロジェクトいうものを立ち上げて、今も計画を立てられておりますけども、その中で現時点で聞いておりますのは、もう既に空き家4軒については貸してもいいというような申し出も出てきているということですので、そういう動き、また活用していこうという趣旨がはっきりした中で、貸すほうも今までのように1対1ではなかなか安心感が得られないものが、そういう趣旨があれば安心して貸せるというようなことになってきてますので、貸してもいいというふうな流れで今持ち主さんのほうは変化してい

るのではないかというふうには考えています。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっとずれているんですけども、私の聞き方も悪かったんですが、空き店舗が存在してますよね。いろんな形で商店街の空き店舗の周りがちょっと潤ったので、ああ、今までは寂しかったけども、潤ってきたからまた空き店舗じゃないようにしようかなという、そういう持ち主の動きが出ましたかというような、ちょっとその点もあったんです、1点はね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 まず持ち主さん本人が店舗をまた再開しようとか、違うほうにしようという話はまだちょっと聞いていませんので、そういう意味では私のほうではちょっと把握できてない状況です。

ただ、お隣の商店さんがそこを借りて何かやろうかなというようなお話は聞いてますので、そういう活用が期待はされているのかなというふうに思っています。

飯田委員長 東委員。

東委員 少しでもそういう意味で空き店舗の活用が図れたということなんですけども、どんどんどんどんこれは図ってほしいと思うんですけどね。

今の答弁にもありましたように、空き店舗の持ち主が、その空き店舗を求める人があれば、求められたら、それは提供してもいいですよという、その動きは十分にあるということですね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 はい、今言わせてもらったように実際に4軒ほども出ておりますし、まず、この活性化の会議というのができて、中に入られるということではやはり安心感も出てくると思いますので、そういう方が増えてくるというふうには思います。

飯田委員長 東委員。

東委員 そうなると、あまり先走ってはいけませんけども、空き店舗が空き店舗でなくなる可能性はあるというふうに捉えてもよろしいか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今の活性化の動きが今後どうなっていくかということなんですけども、今やられている方の様子を見てますと、それがうまく動いていけば、おっしゃられるようになっていくというふうには思います。

飯田委員長 関連。

鈴木委員。

鈴木委員 同じく成果説明書の81ページ、大学連携商店街活性化事業ですけども、これは当初予算の段階では、何かイメージですけども、大学生であるとかグループが、店舗の半分ぐらいは軒先でというような記載があるんですけども、実際これどういった参加大学であるとかグループの実績というか、内訳をまずお聞きします。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 大学の実績なんですけども、大学につきましては県立大学の環境人間学部の生徒さん、教授の方が来られておりまして、活動としましては、2回来られて、この商店街のイベントではなくて、地域づくりのツアーでありますとか、その商店街の方との交流会ということを行われたということです。

この事業につきましては、平成26年度にそういう県立大学の学生さんが来られたことをきっかけに、商店街のほうでこういうイベントも開催をしていくというふうになったということで、ちょっと今言われた学生がその商店街で軒先を借りてというような内容には平成27年度についてはなっていないです。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 施策の説明に関して言うと、市内の生産者、加工業者、学校関係、市外の大学や手づくりグループが臨時のショップやカフェを運営するというのが事業の内容だったんですけども、じゃあ、ほかの臨時のショップやカフェを運営したほかのグループなり関係団体なりというのはどういう状況だったんでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 学校関係につきましては、山高の生徒が店を出されたりしております。それと、手づくりグループとか生産加工業者につきましては、市内で小物とかをつくられている方々がフリーマーケットのような感じで軒先であったり、空きスペースでお店を出されたという状況です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、当初のときの主要施策の説明では、効果として空き店舗の活用という部分と、あとは来場者の満足度ということがあったんですけども、それはどのように調べて、それが実際どういう状況だったか教えてください。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 満足度につきましては、主催者のほうでアンケートをとっていただいております。それはスタンプラリーに参加されるときに同時にアンケートをとっていただいております。その中で満足度というか、これに参加してよかったか、

普通だったか、よくなかったかという項目がある中で、よかったと言われた方が79%、普通が19%、よくなかったが2%ということで、概ねそれに参加していただいた方はよかったというふうに回答をいただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この参加店舗が当初予定が50店舗で、結果が50店舗だったということなんですけど、この50店舗の内訳は既存の商店なのか、それともそのとき臨時にされた部分なのか、その比率を教えてくださいたいんですけど。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この50店舗につきましては、既存の店舗と臨時で出された方、全てで50店舗です。ちょっとその詳しい比率といえますか、数まではちょっと今把握していないんですけども、既存の店舗さんのほうがやはり多かったというふうには思っています。

飯田委員長 よろしいか。

ほかに関連はございませんので、東委員、続けてお願いします。

東委員 それでは、商店街の件は関連がないようですので、次、3点目になりますけども、同じ81ページの下段になりますけども、企業誘致事業に関して推進員の業務によってどのような進展が見られたのでしょうかということなんですけども。

ここを見る限りは、市内への企業誘致によって雇用を確保して市外への人口流出の抑制、移住人口の増加が図れたと、こうなってますけども、評価の中で、どのような進展が見られたのかをお聞きしたいと思います。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この企業誘致事業につきまして、まず、その実績ということなんですけども、この事業につきましては、推進員を配置をして進出したい市内の企業さんと相談というか、押していただいて、企業誘致をしていこうという事業なんですけども、その相談件数13件というのは、13の企業という意味でありまして、その協議する企業の中から平成27年度においては、産業立地促進条例に基づく申請で平成27年度に5件、平成28年度に2件の認定ができておりまして、その中で実際もう既に雇用されているのは4人なんですけども、計画で今後認定しておる中では102人の雇用ということが出ておりますので、そういう意味で雇用が拡大できたというふうには実績があったと考えています。

飯田委員長 東委員。

東委員 ということは、進展が見られたということですね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 実際に雇用も今後増えるということも出ておりますし、相談する中でどういうふうに対応していくかということも職員も一緒に相談を受けていますので、そういう意味で職員の対応の仕方なんかも進展したというふうに思っています。

飯田委員長 東委員。

東委員 平成27年度のこれ決算ですから、今からのこととかそういうことはあまり聞けないんですけども、平成27年度に約200万円かけて、それだけ進展があったら値打ちはあると思うんですよね。平成28年度も半分終わりましたけども、平成28年度にかけても同じ状態で推移しているんですか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 平成28年度なんですけども、平成27年度からの継続している案件というのもありまして、今企業さん何件か協議しています。ただ、この9月議会でも条例を改正させていただきましたので、今後その改正後にまた認定も出てくるというふうには思っています。

飯田委員長 これに関して関連がございます。

林委員。

林委員 関連なんですけども、事業効果のところでは移住人口の増加が図れたとあるんですけども、これは宍粟市内へ移住された人口というふうに私はとっとんですけどね、ほな、現実的に平成27年度で何人移住人口があったんですか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 先ほども言ったんですけど、今既に補助金を交付して確定している人数が4人ということで、それは平成28年度になってから交付しておりまして、平成27年度では補助金を交付していません。

それと、産業立地促進以外に学校跡地のほうでの誘致も決まっております、そこでは、2人あります。

飯田委員長 林委員。

林委員 ほな、学校利用の関係で2人は移住されたということで、企業誘致の関係では雇用が確保されて、平成28年度に移住されるという見込みということなんやね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 はい、平成28年度以降ということで、全てが平成28年では終わらないと思いますけど。平成28年度以降に来られる方と市内の今住んでおられる方

の雇用もあるということです。

飯田委員長 林委員。

林委員 いや、人口減対策でいろいろ費用をかけていろんな事業をやっておられますけども、200万円ほどで移住人口の増加ができるんやったらね、かなりいい事業だなと思うたんですけども、わかりました。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 平成27年度200万円ちょっとというのは、いわゆる企業誘致推進員の方の賃金関係だと思うんですけども、今の何名というか、どういう方がいらっしゃって、それで現在どのような状況かを教えてください。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 平成27年度の推進委員さんにつきましては、大手企業を退職された方を1名配置をしておりました。

今年度におきましては、その方が3月末で急遽退職されまして、それ以降、今年度は今のところ設置をしておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 件数からいったら非常に実績を上げられている方なんですけども、なぜ新年度になって、急遽というのはどういった、立ち上がったことになったらあれですけども、なぜそういう状況になっているのか。非常にその方にもっと活躍していただければ、どんどんというイメージがあるんですけども、なぜですか。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 企業誘致推進員につきましては、私どものほうもいろいろと成果なり幅広い人脈を持っていた方なので、何とかおっていただきたいということで、本人のほうからは3月の27日、28日までは来年もしますということをお願いしたんですけども、やはりその中で次のしたいことが見つかったというようなこともあって、慰留には努めたんですけども、昨年末で急遽次のことをということで、年も65歳に近い方なので、本人の意思を尊重してやむなく市としては退職というのに対して受理をさせていただいたというような状況です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、でしたら平成28年度は予算計上されてないということですね、こういった部分は。ちょっと決算から予算にどう繋がったのか見たいんですけど。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 平成28年度も今部長が言いましたように、引き続きお願いする

予定でありましたので、予算のほうは計上しております。ただ、今年度、先ほども言いましたように、条例の改正ということも控えておりましたので、推進していく上でまだ旧制度と新制度が変わるということがあって、新たな募集というのは4月以降していなかったということです。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、同じ企業誘致事業の関係なんですけど、これ、いわゆる人件費関係というか、部分しか計上されてないんですけど、いわゆる条例に基づく補助金であるとか、その支給というのはどういった事業費として計上されてくるんですか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 企業誘致に係る予算としまして、産業立地促進条例に基づく補助金と起業家支援条例に基づく補助金というのが計上されておりますけども、平成27年度は実績として交付したものがなかったということで、ここには上がっておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、確かに雇用が増える、人口が増えるということは非常にいいことなんですけども、それが投資に見合った成果なのかというのがちょっとはかりづらいので、是非ともその方が例えば平均的に雇用されていたときの所得に対しての市民税であるとか、あとは法人の広さによる固定資産税であるとか、そういったもののダイレクトに市に落ちてくる経済効果がどれくらいあるかというのを是非公表していただいて、それに対してどれだけ補助しているということで、費用対効果を見ていきたいと思うんで、そのあたりも是非精査していただきたいと思いますので、お願いします。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 この件につきましては、一般質問のときにも答弁をさせていただいた中でございますけども、今現在、申請が出ているところが稼働して、それから固定資産なり、償却資産の評価が決まりますので、それにつきまして一つずつの事業所じゃなしに、やはりある一定の時期において、そういうことについては検討させていただいて、議会のほうへも報告させていただきたいと、そのように思います。

飯田委員長 続きまして、通告に基づいて、次の発言を許可します。

林委員。

林委員 成果説明書の70ページの下段の有害鳥獣捕獲事業についてでございます。

予算的にかなり多額の費用をかけている事業なんですけども、実際、捕獲事業を

実施して私の住んでおる地域を見る限りでは、被害や鳥獣の固体数、それは減っていないように思うんですね。ですから、今までずっと猟友会に委託というのか委任をしてずっと同じような形態で捕獲事業をされてますけどもね、もう効果があらわれていないんだったら、もっと新たな捕獲活動を模索すべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 ただいまの被害数、固体数が増えているのではないか。また、それに対しての効果的な捕獲活動をどうするかという問題でございますけれども、それにつきましては、まず有害鳥獣の捕獲につきましては、今年度も活動を増やした中で捕獲をしていただくということで猟友会のほうにもお願いをさせていただいております。

ただ、それだけではまだまだ数が減っているというようなことも考えるのが難しい状況も来ておりますので、今現在どおり、箱わなでの捕獲という形で市内に箱わなを設置するものの檻の購入ということで本年度からまた取り組みさせてもらっております。今後はそういう形で檻の数を増やしていく。

また、今現在大きな檻ということで、捕獲をする新しい方法も出ております。それにつきましても、今後またそういうものを見据えながら、こちらでもまた考えていきたい、そのように思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 箱わなを増やすということなんですけどね、これは市が購入してそこへ設置するという方法だと思うんですけどね、従来だったら、ほとんど銃器による猟友会の捕獲活動が主だったと思うんです。

それで、参考的に宍粟市内の班の人数の資料を出してもろうたんなんですけどね、人数と捕獲頭数、人数が多ければようけ捕獲しておる実績でもないし、4人以下だったら、かなり班とは言えんで捕獲数は少ないんですけども、平均的に10人前後の班が多いようです。その中でも捕獲頭数が多いとこ、少ないとこいろいろあります。ですから、銃器の所持者を増やしたらええということでもないような結果になっとなすね。ですから、私、千種の内容しかわからんんですけども、千種ではほとんど銃器による捕獲なんすね。ですから、なかなか捕獲頭数が増えないという結果になってます。

それで、班員は20人ほどおるんやけども、千種のほうは山が大きくて大きな山はできんと、囲んでできないと、銃器ではとれないというようなことがあって、捕獲

頭数が少ないんです。だけど山崎のほうだったら、山がちょっと低いんで、少人数でもとれとるような結果になつとると思うんです。ですから、市内一律の方法でされとつたら、効果があることないこと出てくると思うんで、もうちょっと旧町単位とか、地域別に方法を考えるべきやと思うんですけども、どうですか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 今言われたとおり、地域によってシカなりイノシシの捕獲頭数というのも変わってくると思います。また、捕獲方法についても多様なものがあるのかなということは理解をさせてもらっております。その中で、こちらとしては銃器による捕獲依頼、また、檻によるわな捕獲ということで猟友会さんなりにはお願いをしているところがございますが、今後その中での情報共有とか、そういうことも考えながら、地域に合った捕獲方法というのも模索していくべきだとは理解しておりますので、今後そのような形で協議なりもさせていただこうかなと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 特に千種に限っていえば、銃器での捕獲活動はちょっともう限界が来ておると思うんです。ですから、千種の猟友会の会員の中にはわなの免許を持っておられる方もかなりたくさんおられるんで、その人らに千種に限ってわなで捕獲してくれというようなことにせんと、千種は山が大きいんで、山を囲おうと思うたら30人ぐらいおらんと、銃器では無理なんです。ですから、わなだったら夜中に出てくるシカを捕獲できるんで、市域全体にそういう方法をとるということは難しいと思うんですけどもね。それに猟友会の中でも何で千種だけそうするんやというような問題も出てくると思うんですけどもね、それはやっぱり効果を上げるために、今までどおり一律というわけにはいかんだろうと思うんで、そこらも猟友会とよう協議してもらうて、効果が上がる方法を模索してほしいなと思います。

飯田委員長 よろしいか。

関連、鈴木さんどうですか。

鈴木委員 捕獲と防止柵とどちらも同じ農業振興費で有害鳥獣の話なので、その関連でいきたいと思っております。有害鳥獣対策というのが成果説明の71ページ上段にあるんですけども、これ不用額が当初予算で最終予算と決算額の差が700万円強出ているんですけども、実際には、これ目標というか、何のためにそれをするかといったら、農作物獣害被害額低減というところが最初の主要施策の説明に書いてあるんですけども、この費用がかからず、被害額が低減されたんだったら別に何ら問題ない

んですけども、この不用額が出ていって、被害額が全然低減されていなかったら意味がないので、その被害額というのは実際どういうふうに移しているのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 失礼をいたします。鈴木委員の質問の件でございますが、まず、今回不用額として700万円程度出ているということですが、それにつきましては、実はこの事業というのがもともと国・県、10分の10という形で柵の補助がある事業でございます。ただ、いかんせん、それにつきましては、国のほうからの割り当て金額が当初は3,000メートルで予定をしておりましたが、最終的に国のほうから配当があったのが1,000メートル分という形で2地区の集落につきまして、こちらのほうから現地へ入りまして、10分の10ということの中で柵の補助があった部分について、今回3分の1になりましたという話をさせていただきました。そのような中で地元としてはできれば10分の10で対応したいということでもございましたので、集落と調整した結果、3年程度、3カ年に分けた事業で実施をしていきたいという旨の回答となりました。そのため、3,000メートルを要求して今回計画をしておりましたが、1,000メートルの実績というような形で3分の1程度、それが約700万円程度の不用となっております。この不用につきましても、最初のうちに3分の1ということで、国のほうから割り当てが来ておりましたが、その後、幾らかの割り当てがもしかしたらあるかもしれませんということで、このまま置いていた状況でございます。それが2月の段階ではもう割り当てはありませんということで、今回は3分の1ずつというような計画で実施をさせていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その事情はわかりました。いやいや被害額がどうなったかということをお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 その部分で被害額がというのは特定はできておりません。ただ、全体的にいいますと、被害額でいえば少し上昇み、ただ、これにつきましても資料のほうもあると思いますけども、少し上昇という形で今後それを減らしていくというような形でやっていきたいなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 農業をされている方で有害鳥獣による被害ということで、ここにも書いてあるとおり農業経営の安定ということ、その後耕作意欲という意味等々に多大な

影響を及ぼすと思うんですけども、その国や県が予定していたところが削られたからといって、それに従ってやるのではなくて、本当に市の農業振興なり農家さんのことを考えたら、一般財源でも投入してその分を補助するべきではなかったんじゃないかな。そういった事業はほかにもありますよね。なぜ農業振興というか、有害鳥獣対策に関しては県や国の基準に沿ってしか支給されないのかをお聞かせ願いたいんですけど。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 一般財源を投入してということでございますが、市の事業として柵の事業には、このような言いわけをしてはならないのかもしれないかもしれませんが、10分の10の補助、4分の3の補助、2分の1の補助という三つのパターンをとらせていただいております。その中で地元集落が柵をする場合の補助というような形をとらせてもらっておりますので、今回につきましては、各補助の中で10分の10、4分の3、2分の1、それの中で選ばれたのが10分の10を選ばれたということで、延長の減ということになっておりますが、今後もう少し延長というか、柵を全体的に延ばしていくということであれば、市費を投入するということも今後検討も必要ではないかなとは思っております。

飯田委員長 よろしいか。

高山委員。

高山委員 関連がありますので、よろしいでしょうか。

飯田委員長 はい。

高山委員 私の質疑書の中で2番目の質問なんですけども、その中で緑税の活用事業ということで、広葉樹の植栽実施箇所は災害防止だけではなく、獣害防止対策にも寄与するものと思うが、その成果についてということで質疑をさせていただいております。

緑税そのものは本当に有利な財源ということで、県からほとんど100%支出されて、大変有望な森林整備には活用されておるといことなんですけれども、先般の一般質問の中にも私も述べさせていただいたんですけれども、先ほど林委員、それぞれ質問があったんですけれども、有害鳥獣は我々農業をする者にとって、また地域の住民にとりましては大変問題視されております。本当に獣害によって耕作意欲を喪失するといったことも聞いておりますし、そういったことでやはり部長のほうからも答弁があったんですけれども、いわゆる害獣が出にくいような環境づくりということで質問をさせていただきました。もちろん防護柵等々も必要なんですけれ

ども、やはり森林整備をどうかなと。もっと出にくいすみ分けができるような、害獣と我々里山に住んでおる人間にとってすみ分けができるような環境づくりかどうかというような質問をさせていただきました。

市長もそのようにさせていただいたらなというような答弁もいただいておりますけれども、大変宍粟市、山の面積広うございます。そういった中でなかなかそこまでのことはできないかなと思うんですけれども、それぞれここに上がっておる事業の中で、しそ防炎景観推進事業、3,000万円余りの事業費もございますし、また先ほど申しました税活活用事業1,400万円の事業でございますし、森林管理推進事業、これも4,300万円余りの事業ということで、かなりの事業費を投入されております。そういったことで少しでもそういった獣害が出にくい環境づくりということで、どういうふうになっておるんか、そういったあたりも考えて森林整備をされておるのかどうか、それを1点お聞きしたいと思うんですけれども。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 高山委員がおっしゃいますように、広葉樹林の防災機能と、また有害鳥獣の防止機能、当然それはおっしゃるとおりでございますし、私どもが進めております森林整備の中に、今言われますように緑税であったり、通常の造林事業であったり、いろいろする中で、今、広葉樹林も針葉樹と同じように高齢化を迎えております。当然、広葉樹林が防災機能が高いと言い切れるものでもないし、やはり広葉樹林においても整備を進めていくという観点から、緑税と言う野生動物共生林整備という名前に今年から変わっております。そうした中でも片や人家裏ではバッファゾーンをつくり、それとセットで奥地の広葉樹林の機能が低下した分を整備していこうという、そういった事業も追加で出てきております。そうした事業も含めまして、今後また森林整備全般にわたって奥地のそういった機能が低下した森林を整備していくということも踏まえて、今後も施策等を考慮していきたいと思っております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 次々とそういった取り組みが出ておるようでございますけれども、1点だけ坂口次長にお聞きしたいんですけれども、混交林の事業の中で広葉林は植栽されますよね。その中でやはり獣害によって広葉樹を食べるといったような被害が私も聞いておりますし、実際見ました。そのために周りにネット張ったりしておるんですけれども、その効果がなかなか薄いようでございまして、そのあたりしっかりとやっていただかなかったら、せっかく植栽しておいて、後の管理ができてないと

いう部分があるんで、そのあたりは気をつけていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 公有林もおっしゃいますように、不倒木災害の後、そうした広葉樹、針葉樹を植えた後はネットを張っております。ところが言われますように、ちゃんとした管理をしていかないと、当然雪も降りますし、周辺の枝葉でネットが倒れたり、そういったところから当然ささいなところからシカ、イノシシが入り被害が拡大していくということもありますので、そういったところをまた森林整備の中でも公有林を点検しながら、ちゃんと管理していきたいと思っております。

高山委員 終わります。

飯田委員長 関連はもうございませんか。

小林委員。

小林委員 今、鳥獣の防御柵の話が出ましたんで、一言だけちょっとお願いがしたいんですけども、1,000メートルの網を張って、一とこだけいわゆる土砂が入ったりとか、風倒木が倒れたりとかして、穴があいたりとかして倒れると、もうその1,000メートルは効果がないんですよ。とにかく役所が10分の10の費用を出しますから網を張ってくださいというふうな形で言われるんですけども、あとのメンテナンスをどういうふうにしていくのか、自治会の方に何とかして守ってもらうのか、その費用は誰が持つんか。一番最初、この網を張る場所の指導がなかったと思うんですよ。もっともっと場所のいいところにやらないと、ああ、この辺にやっつけやと。そのスギの中が通りよいかからやっつけやというふうな形で急な斜面のところにやると、全然効果がないんです。

山へ行って一応歩いていただいたらわかるんですけども、こういうことをしっかりしながら、次10分の10で柵をやってくださいというふうな形で進めないと、いつまでやってもね、今までやった柵はもう本当に効果がないんです。山へ行って見ていただいたらわかると思うんですが。そういうことを本当に踏まえていただいて、これからも考えていただきたいなと、こういうふうに思います。

飯田委員長 続きまして、林委員。

しそう防災林の分について。

林委員 成果説明の78ページの上段のしそう防災景観推進事業のことなんですけれども、これ各自治会、かなり人気がある事業だと思うんです。それで平成27年度に

25地区で実施したということなんですけれども、これだけしか要望がなかったんですか。もっと要望があったけれども、予算的に難しいんで25地区だけ実施したということなんか、どちらですか。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 平成27年度に実施した地区が25地区であって、当然当初要望につきましては7地区の分で予算を置いておりました。途中、25地区からの要望を受け、9月補正で対応をさせていただきました。それ以後も若干相談は受けましたが、予算的にも時期的にも困難な状況、まだまだ地権者との話がまだやということもあったんで、平成28年度で新たに募集をさせていただくという旨をお伝えして、平成28年度で要望を受け取っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 ちょっと聞いたところによたらね、その要望したんやけども、あかなんだんやと、ちょっと聞いたんでね、今の説明だったら要望のところを全部対応しましたということなんで、要望があるところについては対応してほしいなと思います。

飯田委員長 坂口次長。

坂口産業部次長兼林業振興課長 その要望の内容によるんです。採択基準がございまして、要望を受けたその都度、現地のほうで確認をさせていただいております。そうしたときにどうしても採択基準に合わない部分はありまして、そういったところにつきましては、残念ながら採択できませんという旨はお伝えしております。

飯田委員長 林委員。

林委員 その採択基準に合わなんだというんじゃないに、予算がないさかいというのは、年度のちょっと後半だったということだったんだと思うんです。補正で対応しておることなんで、よろしく願いいたします。

飯田委員長 関連、鈴木委員。

成果説明書78。

鈴木委員 成果説明書の78ページの下段になっちゃいますけど、いいですか。下段で当初の説明では、穴粟材利用推進事業というので、森林認証の審査手数料というのが上がっていて、成果説明の中にはそれが抜けているんですけども、その状況はどうなったかというのを教えていただきたいんですけど。

坂口産業部次長兼林業振興課長 市有林におきまして、平成20年の3月から継続でS G E Cの森林認証を受けておりました。ところが、この平成27年度末の更新のときに、S G E Cが、これは国内独自の認証制度です。これが国際共通制度になると

ということで、更新手数料がかなりアップになりました。それと、森林認証についての今の状況を検証しましたところ、当然、山側の森林認証、加工製材の森林認証、工務店等で使っていただくところの森林認証、それぞれが一体となったトレーサビリティの中での森林認証というのが生きてくるということで、今現在のところ、なかなか付加価値が森林認証においてついて、それが推進に繋がるといったところではちょっと弱いのかなということで、今回は更新を見合わせたということで御理解いただきたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 はい、わかりました。

飯田委員長 よろしいか。

鈴木委員 はい、この件はいいです。

飯田委員長 それでは、高山委員。

高山委員 それでは、通告に従いまして、成果説明書の69ページの上段ですけれども、宍粟市農産物販売促進事業ということでございます。

この事業で、私が聞きたいのは事業の効果、事業の評価という欄に、各直販所で売り上げ増加による消費拡大が図れた、また、収益向上による生産者の意欲向上、また、耕作放棄地の未然防止が図れたということが書かれています。大変いいことだなと、喜ばしいことだなとっておりますけれども、特に、この宍粟産の産物にシールを貼って、それをシールを集めていただいたら抽せんをしていただいて、特産品をとということで需用費が計上されております。100%支出はされておらないんですけれども、そのあたりもちょっと聞きたいと思うんですけれども、その中で未然防止に寄与できたということなんですけれども、面積に換算するのはなかなか難しい、それから、生産者の生産意欲の向上のほうがいいのかなと思うんですけれども、面積ということに関してはどういうふうにとらえておられるのかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 今回の事業の評価の中で、耕作放棄地の未然防止が図れたということで、それについての面積ということでございますが、市といたしましては、本事業の推進することで、生産者の方々が直売所に出荷すれば利益が向上するというような形の意識を持たれた中で、今の現農地を維持して野菜などをつくっていただくと、そのような形で出荷をされたということで、これについて最終的に耕作放棄地、また遊休農地にならないように未然に防いだという形で、今回こういう形で

計上させてもらっております。

ただ、その中で委員が言われたとおり、面積はということですが、それにつきましては全体的に今つくられている野菜の場所が何とか耕作放棄地にならないようになったというような形で理解をしていただいて、面積等のほうについてはちょっと今出るといようなことには御報告ができないという状況でございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 ここに消費拡大のことも書いてあるんですけども、収益向上ということなんですけれども、この点についてやはり農家の方々が少しでも売り上げが伸びたということでありがたい話なんですけれども、それこそ売上費というか、そういった部分で試算をされたのかなと思うんですけども、そのあたりは全くされていないですか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 試算のほう、まだそのところまではいっておりません。ただ、今回、このような形で増えましたという形でございますが、それにつきましては、直売所の販売高というように、今回検証はさせてもらっております。大体、昨年から今回キャンペーンに参加された直売所の中で全体的に3,100万円程度の売り上げ増というように数値も出ております。

以上でございます。

飯田委員長 よろしいか。

高山委員。

高山委員 ここに書いてあるように、実施期間につきましては、平成27年4月から平成28年2月ということでございます。もう既に終わっておりますけれども、今年度、なかなか単年度事業で終わらすのはもったいないような事業なんですけれども、今後においてこの事業の継続ということはお考えではないでしょうか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 この成果説明につきましては、平成28年2月までということで開催をさせていただいて終了しておりますが、今年の4月よりまた第2弾ということで、2年間継続という形でまたキャンペーンのほう、事業を実施している状況でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 同じく穴粟産物販売促進事業の売上とか、生産者の収益の向上について、先ほどの御説明があったとおりで、あと耕作放棄地の面積は把握されていないとい

うことで、農業振興費、あと林業も同じなんですけども、これいろんな事業がされていて、一体その事業の成果がどこにあらわれるのか、全く見えてこないんですけども、そういったいろんな事業を束ねて例えば農産物の出荷額が増えるであるとか、耕作放棄地が減るであるとか、いろいろな指標があると思うんですけども、そういった全体的な農業振興計画みたいなというのはあるんでしょうかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 全体的な農業振興計画というのはございません。これにつきましては、国のほうが出しております振興計画というか、基本計画というのがございますので、そちらに沿いながら宍粟市にあったものやっけていくという形を考えております。ただ、今年度、農業振興地域見直し計画というのを取りかかっております。その中で農業振興の目指すところというのは、今後、計画にしていきたいなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの部長のときもあったんですけど、いわゆる国の農業施策というのが、宍粟市の農地とか宍粟市の地形に合っているものがほとんどないような気がするんです、規模的にもいろいろ想定が。なので、是非とも宍粟市の実情にあった計画を是非とも立てていただいて、いろんな事業の束によってどういうところに効果が出ているのかというのを検証していただきたいというのが1点。

あと、この宍粟産物販売促進事業なんですけど、これ宍粟市の特産品をプレゼントするという、その特産品はどのように、どういう、この事業費というのはそれも含まれての予算なんですかね。シールとかの印刷代というような感じで認識はしていたんですけど、どういう予算なんでしょうか。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 これの予算でございますが、今言われたとおりシールを作成するお金、それから台紙の作成、それとPR用ののぼり、それと、あとこの製品の一月10名の今回でしたら11カ月分ということで、それをその事業費の中で支出をしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それがどうなんでしょう、販売される方の手間であるとか、そういったことも含めて本当にそれをする事で効果があったということが、しっかりお客さんと対面する方の現場にとって非常に有効な施策だということが認識としてあるんでしょうかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 直売所の方々からお聞きするに当たりましては、こういうキャンペーンをする中で、何でこのやつには張っていないんやとか、そういうような形で聞かれる人もおられますし、購入者としては、このシールが貼ってあることで宍粟市産ということを知りながら買っていていただいていると、それで売上増にもなっていますよというような形を聞いております。ただ、鈴木委員が言われました生産者にシールを貼っていただくというこの部分につきましては、大規模な生産者の方からは頑張っていくけれども、やはりその部分少し経費がかかっているなというようなことも聞かせてはいただいております。そのようなところも今後検討していきながら事業を実施したいと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 是非ともそのシールを貼る手間とか、下手すればもう一人誰か人を雇ってということにもなってきたりしてしまうかもしれないですけど、それを上回るだけの利益が、その生産者なりに感じられなければ単なる無駄な投資になってしまうので、そのあたりも含めてそれを上回るだけの便益が発生するような事業に是非ともしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

この件は結構です。

飯田委員長 審査の途中ですが、10分間、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時30分休憩

午後 2時40分再開

飯田委員長 質疑を再開します。

高山委員。

高山委員 それでは、続けて質疑させていただきたいと思っております。

成果説明書の82ページのプレミアム商品券発行事業ということでございます。国100%ということで交付されまして、地域の活性化を喚起するということで事業展開されました。本当にプレミアム商品券、2割ということでプレミアムがつくということで、大変好評であったんですけども、その件につきまして、そこに書かれておるように、一番目は商品券で購買の上位商品、商品券で何を買い求められたのかということです。

また、消費者、市民の方々の評判はどうかなということでございます。

それから、商品券、かなり100%に近い方が使用されたんじゃないかなと思うん

ですけれども、全券使用されたのかどうか、そのあたりの追跡調査はどうされてお
るのかなということです。

それから、一番気になるところなんですけれども、市内での経済効果ということ
を試算されておるだろうと思うんですけれども、金額にしてどれぐらいかなという
ことをお示しいただきたいなと思います。

以上です。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 プレミアム商品券について説明させていただきます。

まず、購入の上位、どのようなものが買われたかということなんですけども、こ
の事業につきまして、実際使われた方に任意でアンケート調査をしております、
その中でどういうものを買われましたかというアンケートをとっております。一番
多かったのは電化製品、それから農機具等ということで28%、それから自動車関連、
車検等につきまして27%、それから家具、建具、それから住宅関係ということに
20%、それから外食、装飾品、美容とか娯楽というものが14%、それから日用品が
11%ということで、電化製品とか車検とかそういう部分に使われたものが、それか
ら家具、住宅関係が多いということになっています。

それから、次に、消費者の評判はどうであったかということなんですけども、こ
ちらのほうもアンケートをとっております、やはりプレミアムもあったというこ
とで、今後も実施をしてほしいとか、生活費が助かった、活性化に効果があるとい
うような内容の回答が多かったです。

逆に、反対意見としましては、経済効果が期待できない、経済的にたくさん買え
る人には不公平じゃないかというようなことが出ておりますが、これは人数的には
ごく少ないということで、こちらのほうも概ね好評であったというふうに思っ
ています。

それと、どれぐらい使われたかということなんですけども、商品券発行額が4億
6,200万円分発行して完売しております。その中で実際使われたのが4億6,127万
1,000円ということで、72万9,000円分は未使用というか、使わずに残ったとい
うことになっています。

それと、経済効果につきまして、先ほどのアンケートの中で実際商品券を何に使
ったかということと、使うに当たって追加で持ち出したお金というか、商品券を使
うのにプラス支出をどれぐらいしましたかというようなアンケートもとっておりま
して、その部分も含めての計算なんですけども、商品券が、今言わせてもらったよ

うに、使った分が4億6,127万1,000円で、それに伴って追加で消費したという分が1億7,300万円余りという結果になっておりまして、商品券自体で消費された金額は、合計6億3,400万円程度実際消費されたのかなというふうに試算をしております。それに伴う経済効果ということになりますと、全体で約12億円ぐらいの試算結果が出ております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 大変丁寧に説明をしていただきました。消費者の方々、大変堅実な商品を選んでおられるんじゃないかなと思うんですけども、電化製品であったり、車検、また家具、建具といったような感じのものを購入されております。本当に2割のプレミアムがついたということで、大変好評であったという評価も先ほどお聞きしました。やはり、この12億円というお金が経済効果を生み出したということなんですけれども、私は思いますに、これは一過性のものですし、単年度事業なんですけれども、今後において、またこういう起爆剤といったようなものをやはり考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり、国の事業であったり、市がなかなか多額の金額を持ち出すということは大変でございましょうけれども、そのあたり今後において、こういった結果が出ましたので、これをもとにして考えていただいたらなと思うんですけども、このあたりはいかがでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 おっしゃるように商品券、地域で使える商品券ということで、この分については確実に市内での消費に繋がるということで、市内の経済効果というものが上がると思っています。これにつきまして、おっしゃられたように国の事業でほぼ全国一斉に行われた事業ということでできたんですけども、これを単独でするという事になると、同じようにはなかなかできないのかなというふうに思っています。ただ、商品券につきましては、宍粟市の場合、そういう商品券であるとか地域通貨というものが今ない状態ですので、何とかそういうことをできないかなというふうには検討するんですけども、行政がじゃあ主体でできるかどうかという部分もいろいろあって、考えてはいきたいとは思っております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 考えていただいて、やはりほかにない、ほかの自治体に見られないような取り組みというのが大事かなと思うので、努力していただきたい、検討していただきたいなと思います。

同じ質問がほかの委員からも出ていますね、終わります。

飯田委員長 関連で、鈴木委員。

鈴木委員 プレミアム商品券の経済効果については、今お示しいただいたんですけども、ただ、経済循環という意味でいくと、宍粟市の場合、実際に支払われた額がどれくらい残るかというところには課題を抱えていると思うんです。使われたのがいわゆる家電とかという原材料であったりとか、仕入れは基本外からのもので、非常に利が少ないんじゃないかというふうに見ていて、それがアンケートでもあったように経済効果がそんなに見込めるものではないんじゃないかというところに繋がってくると思うんですけれども、実際、非常に難しいんですけども、都会で本社があるとか、原材料までその中で調達できるというようなところで循環がおさまっているところだったらまだしも、この前示したとおり70%ぐらいしか残らないというような、ざっくりという中で、実際に実利として本当に市内に国のお金として入ってきたものが市内にどれだけ残ったのかという、どれだけ回っているのかという、そこに循環に乗った額というのは何かざっくりでもわからないですかね。それが市にとっての経済効果だと思うんですけども。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今おっしゃられたように、確かに原材料であるとか、家電なんかにしますと、外から入ってくる商品がほとんどということで、おっしゃられる意味わかるんですけども、この事業で果たして市内で完結した商品がどれだけ売れたかとかということまではちょっと把握はできていない状況です。ただ、消費については、やっぱりそれだけあったということで、商店さんにはそれだけのものが残っているのかなというふうには考えています。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、それによって結局法人から入る税とかにある程度還元されてくるというふうにも思うんですけども、そのあたりは何か商品券の経済効果が、法人の所得に対する税にリンクしてくると思うんですけども、そのあたりの効果みたいなのは何か見えていますでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 これによって個々の商店がどの程度売り上げが伸びたかというところまではちょっと調査できていないのと、それから、今言われた法人税がどの程度これで伸びたかということについてはちょっと調査しておりませんので、把握しておりません。

飯田委員長 よろしいか。

続きまして、高山委員、もう1問。

高山委員 続けてお願いします。説明書の85ページの上段、ふるさと宍粟PR館運営事業ということでございます。

予算600万円ということで、決算額600万円ということでございます。私もふるさと宍粟にきて一なということで、行かせていただくことが2、3回去年はあったんですけども、その中で、商品がなかったと。たまたま私が行ったときがちょうど売り切れて商品がなかったかなと、端境期であったんかなと思ったんですけども、そのあたり、やはり商品がないということは、その商品を買求めるためにそこを訪れる人が結構いらっしまったんじゃないかなと。ここ売り上げにもあらわれているんですけども、少しアップもしておるんですけども、もう少し売り上げが伸びたらなというような思いがしておりましたので、そのあたりがやはり当初の見込み額より来場者も少し少のうございますし、また、売上額も結果としては81%ということで少のうございます。売上高が多ければ、また来場者が多ければ、それはそれにこしたことはないんですけども、何かこう物足りるところがあったんじゃないかなと思って、私は3回ほど訪れたんですけども、そういうことで少し気になったんですけども、やはり、定員さんというんですか、そこでPRされるお方の少し接遇が悪かったなと思うんですけども、行かせていただいたときに商品がなかったから、奥のほうへおられたんかなと思うんですけども、出てきて少し愛想を振りまいていただいたらよかったんかなと思うんですけども、そういったことが今度平成28年度は山陽百貨店の下で展開されておるんですけども、そのあたりではしっかりとやっていただきたいなと思うんですけども、やはり見込み額より少なかった理由について、少し述べていただいたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 ふるさと宍粟PR館につきまして、まず売り上げが目標より少ないということなんですけども、おっしゃられるように、商品がなくてという部分もあったと思います。これについては店舗の面積というか、も少なかったということと、やはり集荷する日がちょっと毎日集荷ということになっておらなくて、一日あいたりする場合には、そのあいた日にはかなり商品が無くなっているというようなこともあったので、そういうことでちょっと来られた方に何だというような部分はあったのかなというふうに考えております。

それと、待遇につきましては、ちょっとほかでもそういう意見を聞いていますので、昨年は月1で打ち合わせをしたりもしておったんですけれども、やはりそういうときもあったということで、今年についても同じようにお店のほうと打ち合わせをしながら、その改善は図っていきたいというふうに思っています。

それと、もう1点は、やはり出しているみゆき通りの通行量自体が、やはり姫路のほうで調査されている中で減ってきておったりもするので、特にお城側のみゆき通りのほうについては、やはり駅側と比べても少なくなっているというふうなことも出てまして、そういう人通りもちょっと減ってきているという部分もあって、売り上げとか来場者も目標値には達していなかったというふうに考えています。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 もちろん姫路城もリニューアルオープンして、姫路に訪れる方もたくさん増えております。確かに。そういった意味で、やはり玄関口の山陽百貨店のいいところでPR館ができておりますので、そのあたりしっかりと穴粟を売り込んでいただいて、より多くのやはり穴粟に来ていただく人、またここで定住していただく人たちのために、しっかりと待遇をまず大事かなと思うんですよ。私はそういうふうにちょっと思いましたので、特にこの部分について質疑をさせていただいたんですけれども、そのあたりやはり反省を踏まえて、すぐに結びつけるということは、一番大事かなと思いますので、そのあたりしっかりとやっていただくことをお願いをして終わります。

飯田委員長 関連、鈴木委員。

鈴木委員 ふるさとPR館ですけれども、これも当初予算で上がってきたときに、議会が議決しているんで何とも言えないんですけど、場所の問題であるとか、あと面積の問題等は懸念があって、指摘してきたところですけども、いやいや大丈夫だという話で議決されているんで、何とも言えないんですけども、実際、ふるさとPR館というのは、どういうふうなことをされていて、それでどのようにそれが検証されて移転に至ったのかというところ、はっきり言うと、これまで投資してきた、平成26年、平成27年と600万円ずつ、あと改修か何かで150万円ぐらい入れていたと思うんですけど、それも合わせると大分振興費として投入しているんですけども、その検証をどのようにされて、その選定であるとかという移転に至ったのか、そのあたりの経緯をお伺いします。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 先ほども言われましたように、ふるさとPR館は平成26年度、平成

27年度とみゆき通りのほうでさせていただいております。そのときには、軍師官兵衛の関係もございまして、近隣には官兵衛のPR、それから姫路城等の改修に対してのPR等、周辺にいろんな官兵衛また姫路城関連の店舗がございましたので、ここでPRをして宍粟市のほうへ足を運んでいただくということを目的に、その場所にPR館を設置させていただいたわけでございます。

その中で、どのように検証をしたのか、移転をしたのかということについてでございますけれども、私も現地へ時々行って見ていたわけでございますけれども、まず、周辺の官兵衛絡みの店舗につきましては、やはり大河ドラマが終わるとともに閉店されたということもございまして、また、姫路城がリニューアルしてたくさんの観光客の方が来ていましたけども、やはり観光客の動線がみゆき通りを通るよりか、やはり姫路城をおりられてそのまま大手前通りを通る方がたくさんおられて、姫路の近隣の市民の方とか、そういう方なりがやはりこの店舗、みゆき通りのほうの店舗へはたくさん来られていたというところ等の検証もした中で、やはりもう少し姫路の方のみならず、やはり他地域から来られた方についても宍粟市をPRするには、この場所では不十分ではないかという結論に達して、現在の場所へ移転をさせていただいたということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その前にやっていたほかの事業、県の事業ですね、銀の馬車道のことも含めてですけど、僕ができてから行ったのか忘れちゃったけど、みゆき通りの動線というのは、市内の方も駅から来てあの手前で戻っているという状況、あと観光客もそんな姫路城がリニューアルオープンする前も後も含めて、動線はそんなに変わっていないと思うんで、それも含めて姫路は駅からどんと姫路城まで向けてを大分整備されたんでそこに動線が行くこと、あとはバスで姫路城の前の駐車場にとめて姫路城に行って、姫路城の前のお土産であるとかそういうところで何かを買って帰るという、それは最初から予測できていたことであって、そのことも再三指摘してましたし、そういうことがあったから移転しますということはちょっと納得がいかないんで、できれば申しわけないんですけど中止していただきたかったんですけど、継続のほうも審査を通っていますんで、何とも言えないんですけど。

先ほど接遇の話がありましたけれども、これ完全に委託をかけていますよね、運営に関して。その宍粟をPRするというところという業務を委託しているのにもかかわらず、そこで接遇が悪いという評判が上がるということは、宍粟市のイメージダウンしかないと思うんですよ、はっきり言って。なのに同じ事業者がまた継続し

て違う場所の委託も受けているんじゃないんでしょうか。その評価はどういうふう
にされたんでしょうかね、運営主体の評価は。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 平成28年度からするに当たっての事業者の選定についてでございます
すけども、当然、今のところは姫路コンベンションサポートというNPO法人のほう
に委託をしております。その中でやはり計画書を出していただいた中で、やはり
本人のほうからも接遇の研修をより一層するという事で、人身も一新した中で今
度新たに宍粟市から姫路のほうに来られた方を雇われるとか、いろんな方法もとっ
てきていただいておりますし、また、逐次こういうところについてもっと宍粟市の
PRを市と一緒にしようというようなこともしております。その中で、やはり3社
当初から手を挙げた中で、やはり物販だけをするという形、またPR館を利用して
収益をたくさん上げるというような形の応募が2社ありましたので、その中でやは
りこの部分が一番妥当ではないかという判断で、今の委託者のほうにお願いをした
ような次第です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、すみません、平成28年度が同じ額くらいだったような気がするん
ですけど、売り場面積とか事業内容から考えて、委託料の根拠が不明確なまま、ま
あいいですわ。あと、店舗のところは150万円だったかと思うんですけど、外に板
をつけたりとかとちょっときれいにされましたよね。あれは結局移転の際にどのよ
うに精算をされたんですかね。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 それはみゆき通りのほうの店舗にかかる改装経費のことでしょうか。
すみませんけど。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 はい、そうです。この事業がスタートしたときに、多分初年度はそのあ
たりがプラスされていて委託が600万円だったというふうに認識しているんですけ
ど。それが間違いだったらそれを否定していただいて結構ですけども、みゆき通り
の店舗の改修にかかった費用です。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 150万円、額についてははっきりと明確に覚えていないんですけど
も、備品として買った冷蔵庫、それと店舗をやはり宍粟らしく宍粟の材木である程
度改修させていただいて、また看板等もつけるという形で、その分については市の

負担で、それが確か全体で150万円であったであろうと思っております。それで、それにつきましては、やはり契約条項の中で、まず動かせるような動産については新しい店舗へ持っていくと。それ以外のものにつきましては、やはり設置者の責務で撤去するということになっておりましたけども、撤去につきましては、引き続き違う項目で利用するというふうになりましたので、その分については、撤去についてはしていないという状況です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 冷蔵庫とかは動かせるから新しい店舗に持って行けば使えると思うんですけど、いわゆる固定資産というか、建物に対して改修をかけた部分も結構な部分だと思うんです。最初の状況と改修後、宍粟が受けてからの状況、大分きれいになったという印象がありますんで、ただその店舗を現在貸事務所、貸しギャラリーみたいな形で、そこで収益を上げるために同じ委託を受けている業者さんが使っているんじゃないですか。その150万円は全部じゃないかもしれないですけど、そこは何か清算なりをするべきではないかと思うんですけども、そのあたりの見解をちょっとお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 私どもの見解としましては、やはり市の業者としてそこを店舗として使う、そのために必要な改修をさせていただいたと。それを市が使わなくなって新たな業者が入るから、本来は原形に戻すということについては借りたものの責任でなければならぬところを、それについては新たな使い方をするんでそのまま置いていただきたいということだったので、その分については撤去費が不要になったということで、契約の上でもそういうふうに書いておりますので、その精算については多額の撤去費が、多額と言いましても若干かかる部分が要らなくなったということで、そういう解釈で今私どものほうはおります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、すみません、事業内容にもよるんですけども、交流人口増みたいところが大分うたわれてはいますけども、実際にここを訪れてから宍粟市に実際にいらしゃった、姫路のふるさとPR館で宍粟のことを知ったり、宍粟へ行ってみたいと思われて来られた方とかということは、どのように把握されて、実際そういった方がどれぐらいいらしゃったのか教えてください。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 私どものほうもそれをつかむということも必要ということも考えま

して、各市の宿泊施設、また温浴施設等のサービス券の発行をお願いしまして、その後ろに印を押したものを配付させていただいておりました。その中で数は定かでないですけども、それを持って来ていただいたということも確認しております。その数は把握しておりませんが、そこを訪れて、また違う日にその券を持って来たということも聞いております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 なぜ移転なりとかということの検証をするときに、その数を把握されないんですか。実際、その交流人口増に寄与しているかどうかというのは、それでチェックできるわけですよ。一人でも二人でも来たらいいという話ではないと思うんですよ、これだけの多額の委託で出しているわけですから。それも議会から意見を出しているはずですよ。しっかりと動向を注視できるような仕組みをつくるべしということをつけて議決しているはずなんですけれども。そのあたり全くされていないんでしょうかね。実際そこを経由して、そこから宍粟に来たという方は幾らでも把握の仕方はあると思うんですけども、その仕組みはつくったのにもかかわらず、その数を把握していないというのはどういう状況なんですかね。これでは600万円の評価ができないんですけど。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 すみません。言葉足らずですみません。今日、手持ちでその分については持って来ていないということで、その分についてはまた各施設等にまた問い合わせさせていただくなりして、お知らせさせていただきたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 答弁おかしいですよ。手元にないということと、また何で事業者に問い合わせさせて集計するという話になるんですか。それは集計が終わっていて、今、手元にその資料がないということをおっしゃってて、その後にもまた各店舗に問い合わせさせて集計するっておっしゃっているんですか。どちらなんですか。実際には集計して数値はあるけども、今見るできないと言っているのか。そもそもその数値を集計していないと言っているのか、どちらなんですか。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 それを配付したときには持っていったんですけど、再度確認させていただきたいということで、メモ程度のもの担当のほうで持っていたということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 メモ程度でも公務に使ったものは公文書ですから、扱いを注意していただきたいと思いますので、その程度で把握はできていないということは公文書の管理としても不十分だと思いますので、是非ともそれ把握していただいて、実際に効果があったのかどうかということをしかりと検証していただきたいと思いますので、お願いします。

この件に関しては結構です。

飯田委員長 あと、関連はございませんので、次、鈴木委員の質疑に移っていただきます。

鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、いろいろ戻るかもしれないんですけど。最初に戻っていいですか。

委員会資料の2ページ、3ページあたりのちょっとことで、分担金、補助金とか、あと負担金という歳入が、大分減になっていて、県支出金もそうなんですけど、これって一体どういう性質のもので、この算定根拠というか、どういう算定をして予算計上されて、清算されていくのかと、そのあたりちょっと基本的な仕組みの面で申しわけないんですけど、教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 中務次長。

中務次長兼地域産業課長 まず、分担金についてですが、市が行う特定の事業の経費に充てるためのものであって、特定の団体から分担金条例等で市が定めた割合において一定の負担金を求めるものでございます。

また、補助金につきましては、事業執行に当たり国、また県から市にいただくものであり、国県の要綱等で定められた割合で助成していただくものであります。

雑入についてでございますが、歳入の予算課目上、どの款、また項に属さない収入が諸収入でありまして、諸収入のうちどの項にも属さないものを雑入として扱わせていただいております。

以上でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これが例えば減というのは、どういう状況で減になるんですか。予算のときに、これぐらいの事業をすると、先ほど柵のときで聞きましたけど、県の枠自体が割り当てが減るとというのが大きな要因かとは思いますが、これはこれだけの予算を使ってやることで、農業振興なり、林業振興なり、そういった商業振興なりに使おうというふうに思って予算立てをしていて、減になるからといって県や

国がそう言ってきているから、そのままでもいいものなんですか。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 まず、補助金につきましては、それぞれ当然例えば鳥獣防護柵をつくるんだというのに対して、市としては要望しますけども、予算の枠がないということがあったりして、先ほど課長が説明したように、地元で10分の10をしたいから今年はそれだけで我慢するということもございますし、また、ほかには入札によって事業費が減になったことによって補助金も当然減ってくるというような状況もございます。とりわけ分担金につきましては、それぞれの工事等を発注して入札減が出ましたら、その実績に応じて地元負担していただく額を計算して、請求して納入していただくという形になっているので、予算との減は出てくるということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりましたというか、何度も違う部署でも言っているんですけど、県や国の意向に流されてしまうと、想定していた施策が打てないんであれば、何かそこは手を打たなきゃいけないというふうに単純に思うんで、是非とも県が減らされたからといって、はい、そうですかということで、本当に市町村というか、基礎自治体としての役割を果たしているのかどうかというところが非常に疑問なんで、特に第1次産業に関してもそうですし、2次産業、3次産業全て産業部さんの所管で、トータルで進行していくということが重要だと思いますので、そのあたりちょっと会計のことなんで、なかなか難しいかもしれないですけど、そのあたりちょっとよく考えていただきたいなというふうに思います。

委員会資料の3ページの諸収入の雑入の件で、大体100万円を超えるようなものは、ちょっとどういうものかというのを知りたいんですけど、特に、農業の関係で戸別所得補償制度推進事業雑入というのは、まずどういうものでどういう使途で使われる収入なんですかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 御質問の雑入の件でございますが、これにつきましては国から農業の所得の補償という形で交付金がありてまいります。その中で現在、宍粟市の農業再生協議会というのを運営しております。これにつきましては、宍粟市、またJA、その他で協働で協議会という形で運営しておりますが、この中に臨時職員という形で職員が張りついております。この臨時職員につきましては、宍粟市のほうで雇用ということになっておりますので、その中で再生協議会で使った臨時職

員の賃金については返還していただくというような形で、再生協議会から宍粟市のほうにその部分が返ってくるということで、雑入で受け入れているというような状況でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 続いて、林業関係の土地利用負担金はわかるんですけど、森林管理100%作戦推進事業補助金というのが入ってくる根拠というか、使途を教えてください。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 この森林管理100%作戦推進事業の補助金につきましては、民有林において森林施業、間伐、作業道の開設等を行った場合、造林補助事業の申請をします。まず、その国庫補助金が幾ら、それで県補助金が幾らといった国県補助金については、森林組合を経由して森林所有者にわたるようになっています。そうしたときの交付決定をつけて、こちらのほうに市のほうに申請していただくと、市からまた県に申請をしまして、補助残の上乗せ補助というのがこの森林管理100%作戦推進事業として県が定めた要綱に基づいてお支払いするわけなんですけど、県の補助金の中のこの金種、財源が、緑化基金ということで、兵庫みどり公社さんが管理しておられます。当然、入ってくる先、元が兵庫県みどり公社ということなので、県の補助金のところではなく、この雑入で受け取ります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 戸別補償であるとかそういったところ、大分県や国が何かから交付税の中に含まれているのかよくわかりませんが、大分来ているのに、なぜここまで第一次産業が疲弊した感じになっているのか、これでは不十分だということなんでしょうかね。いろいろ戸別補償の制度もあるのか、どういう性質のものかちょっとはっきりはわからないんですけど、結構な補助を受けているというような気がするんですけど、そのあたりは活用はされていないということなんでしょうかね。これでは足りないということなんでしょうかね。

飯田委員長 答弁をお願いします。

中岸部長。

中岸産業部長 再生協議会からまず出すものとしましては、水田をほかの大豆であるとか、野菜であるとか、そういうものに転作する場合に出る奨励金について県からその財源をいただいて、それを各農家のほうに支払うということが、再生協議会のほうでしている事務でございます。

だから、多額のお金については、それぞれ出ますけども、やはり農家の方々にとっては規模自体も小さいですし、大規模な面積を転作等をされた場合には、当然多額のお金が入ってくるんですけど、それがその農業収入の中でいえば率としては少ないものという形になりますので、今のところ補助金頼りでの農業林業等を行っているということで、もう少し自立した方向への転換も必要かというふうには考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。それが不十分だということは理解できるんですけど、その制度を使って、やはりもうちょっといろんなそういった補助制度を使って、それを起爆剤というか、触媒にして、是非とも宍粟市に合った農産物を推奨するとか、それがしっかりと売れる販路を拡充するとか、そういう全体的な部分で農業振興とか、林業振興をしていただきたいと思いますので、それは結構です。

あと、商工観光費の戸倉のスキー場の貸し付け収入と、ちくさ高原スキー場の貸し付け収入、これ平成27年度の決算なんで、雪不足で非常に厳しかった状況のシーズンのことか、それか、これは毎年度の精査なのかわからないですけど、経営状況にかかわらずそのあたりは賃借料は入ってくるというか、いただくような性質のものでしょうか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今言われた戸倉スキー場とちくさスキー場なんですけど、貸付収入というふうになっておるんですけども、これにつきましては、そのシーズンというか、利益が上がった分の20%を市のほうにいただくということで、これは指定管理を協定するときに提案がありまして、そういうふうになっております。この金額につきましては、前年度、平成26年度の収益分を翌年度にもらうということになっておりまして、去年はもう雪不足で赤字になっておりますので、今年度はこの部分の収入はないということです。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そのあたりは結構です。

これに関連あったんでしたっけ。このあたりは。

飯田委員長 関連はないと思います。

続けて鈴木委員。

鈴木委員 では、ちょっと飛びますけどいいですか。

成果説明の76、77あたりの林業関係なんですけど、松くい虫の防除、あと林業担

い手育成、あと森林管理、ここに並んでいる3個の事業の当初見込みと実績の差が結構あるんです。その目標値とか金額においてなんですけど、その差は一体どのように起こったのかということをお伺いします。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 それでは、松くい虫防除事業について、初めにお答えしたいと思います。

松くい虫防除事業の中には、四つの事業がございまして、まず、松くい虫伐倒駆除、それから松くい虫地上防除、松くい虫保全松林健全化事業、カシノナガキクイムシ防除事業ということで、それぞれございまして、そのうち松くい虫伐倒駆除とカシノナガキクイムシ防除、これにつきましては県の委託事業でやっておりました。そこで、当初予算につきましても、伐倒駆除を60立米ほど、それからカシノナガキクイムシの噴霧処理ということで514平米ほど計画しておりましたが、事前の県の委託事業でありまして、県の担当者による現地の調査がありました。そういったところで、事業の実施を見合わせるといったようなことで、その分が実施できなかつた。残りの松くい虫防除事業と地上防除につきましては、最上山での樹幹注入は予定どおり、それから松くい虫保全松林健全化事業につきましても事業量については予算時どおりの事業を実施しております。

それから、林業の担い手につきましては、まず、これは地方創生の明許繰越費も含んでおりまして、当初、新規で1名、2年目、3年目の支援をしていこうとしていた人数が3名、これが実績では新規で3名、1名が3名に増えております。

2年から3年目の支援につきましては、3名ということで同人数になっております。金額的には102万円が141万円ということで、地方創生額とがっちゃんしましても、これは増えております。

それと、森林管理についてでございますが、森林管理も当初間伐面積が812ヘクタール見ていたんですが、668ヘクタールと144ヘクタールほど減になっております。作業道についてが一番大きかったんですが、林業事業体や森林所有者から希望を聞いた森林組合から伺った希望延長が5万6,875メートルが、実績では1万8,767メートルと3万8,000メートルほどが大変減額になりました。これといたしますのも、先ほど鈴木委員から指摘がありましたように、県の補助額がパンクしまして、県下全体割当額が減額されました。宍粟市が占める割合が大変大きくあったわけで、実施規模金額7,800万円ほどが4,000万円に落ち込んだというところがございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これほかの部でもお願いをしているんですけど、最初の平成27年度の主要施策にかかる説明書では、松くい虫であったり、カシノナガキクイムシ防除257平米とかというふうにあって、それがいろんなことでできなかったならできなかったなりに、そのことを説明いただかないと、ここで成果説明の170平米で100%ですよと言われても、当初それだけじゃなかったでしょということしかないの、そのあたりリンクするように、是非とも評価していただかないといけないかなと思います。

あと、林業担い手のことについても、これ15人というのは累積ですかね、平成26年度から平成30年度までで15人という目標で、継続事業だから27%というのが最初の施策の説明だったんですけども、累積で平成26年、平成27年で、いやいや平成30年度までに15人という目標だったのか、ちょっとそのあたり教えてほしいんですけど。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 そこで上げております数字につきましては、この林業担い手育成対策という中での計画を上げております。

よって、新規プラスタートアル的な2年目、3年目、3年間の支援事業でございまして、その累積といえますか、そういう年間の新規のみならず支援をする数を足している数ということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、これ平成26年から平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、5年間の中で、例えば1年目の人がいたり2年目の人がいたりという、分かれると思うんですけど、延べで15人がその制度にのっかればいいという話なのか、ある単年度で、1年目だろうが2年目だろうが15人に対して支援をしていこうと、15人を出そうとしていたという今答弁には聞こえたんですけど、実際にこの15人というのはどんな数字なのか、延べなんですかね。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 指標の中の数字のことですかね。

すみません。この目標にかかる15というのは、全体で累積といえますか、新規だけじゃないという意味の数字、支援をする数という。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、平成26年に何人、平成27年に何人ということで、平成30年までにその累積が15人になるということですね。そういう意味でいくと、平成27年はその

上の事業内容の人数が支援できているので、15人のうちの27%は事業が進捗していると考えていいということですね。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 この15人というのはそういった意味で上げさせていただいたんですが、平成30年までの新規に雇用された人数の累積といいますか、合計人数。平成27年からという。単年度で6人、それで進捗。年度の実績としましては、6人の実績があるという、平成27年度で。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

あと、森林管理のことは、これも先ほど来ずっと言っているような感じで、非常に宍粟市にとっては高齢化した人工林を広葉樹にというか、云々というのは、非常に重要な事項だと思うので、是非ともこれは県の云々ということではなくて、やっぱり市として進めて行く必要があるかと思うんで、そのあたりはいいです。その件は結構です。ありがとうございます。

飯田委員長 続けて、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほど成果説明の79ページの上段、ちょっと話が有害鳥獣の件から出てきたんですが、緑税活用事業という、これは再三議会からももっと森林がたくさんあるまちであるし、いわゆる上流部ということで水源のことであるとかで、是非とも使ってほしいという、使っていくべきだという話は結構出ているんですけども、この件もちょっと当初予算のときの説明と実績が、若干違っているのかなという気がしています。

額もそうですし、事業の内容もちょっと違うかなという気がしますが、実際これも先ほど言ったとおり、県の補助金の枠みたいなものの関係で、そのように変更がなされる類いのものでしょうか。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 緑税の活用事業につきましても、当然、目的税として県が制定されました事業であって、県下全域の配分をもとにされております。ちなみに宍粟市がこの県民緑税、平成23年から平成27年度までの5カ年間、これ第2期が始まって、既に平成28年度にはこの第3期が始まっております。この第2期のトータルで見ますと、宍粟市の占める割合ということで、これは県下31市町が実施しているということで、実施面積のシェアで言いますと、宍粟市は12.8%、これは

県下でトップでございます。また、事業費シェアということで、割り当ていただいた事業費にしましては7.1%ということで、4位の順位になっております。

そうした中で、宍粟市それぞれの市町村民有林が対象になっております。その民有林に対してどれだけの事業の活用があったかということじゃなかったかなと思いますので、ちょっと数字を出してみますと、宍粟市が3.2%ということなので、これも全県でいいますと6位に位置するということでございます。

年度別の事業の推移といったところですが、緊急防災林整備事業とか、混合林整備事業、野生動物、里山といったような事業区分がございますが、緊急防災林整備事業につきましては、1.45倍ぐらいの伸びで伸びております。これも県の割り当てる金額の中での話でございます。混合林につきましても、同量の事業量を実施して続けております。里山防災林や野生動物につきましては、野生動物は今1カ所を実施し、また里山防災林につきましても、県のほうに強く要望し、平成29年度からは新たに実施していただくということで決定しております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これは第2次総合計画のときにも問題にはなっていないですけど、議論になったんですけど、最終的にこれ高齢の人工林というのはある程度宍粟市内どれぐらいあるか把握されていると思いますし、その全てを広葉樹にする必要はないとは思いますが、ここにやっぱり防災機能ということがあるので、やはり昨今の気象状況からいくと、どれぐらい急いでやらなきゃいけないかというのはわかるとは思いますが、その最終どれだけをしたらというゴールはないんでしょうかね。

飯田委員長 坂口次長。

坂口次長兼林業振興課長 民有林、手元資料でちょっと統計を言いますと、宍粟市4万6,000ヘクタールが民有林でございまして、そのうち3万3,000ヘクタールほどが人工林になっております。その人工林、スギ、ヒノキが主なんですけど、その46年生以上といいますと、標準伐期齢を超えた成熟期を迎えているわけなんです。これが約70%を占めております。この量は2万3,000ヘクタールほどになってきますので、そういった今あるそういう資源を年間幾ら実施すると、どれぐらいの年月で一通りが終わるといってもあるんですけど、何せ森林といいますと、それぞれ林況が違います。もともと植わっている状況とか、今ある現況が大変整備された山であったり、全然されていない山であったりするというので、通常5年に1回の間伐を

繰り返していくという中から、果たしてそれが数字的には今確かなところはつかんでおりませんが、大体の目安は出せるかなとは思っております。実際の数字は今のところはまだ手元にはございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ほかの施策もそうなんですけど、結局、目標がないまま予算がこれだけだから今回これだけということ繰り返して、それが効果的だとか、物事が進んでいるのかどうかというのがわからないので、是非ともそういう概算でも何でもいいですから、これぐらいは何とか整備しようという目標値を立てた上で、今年度はここまで進んだというところがないと、多分仕事をされているほうもなかなか厳しいんじゃないかなと思うんで、ちょっとそのあたりはまたお聞かせ願いたいと思います、今後。

では、これはほかに誰かいらっしゃいましたか。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 先ほど次長のほうが説明しましたように、山につきましては、当然、林木等は生き物でございます。その中で5年に1回の間伐等をせんと、やはり新しい山、それと生態系の中での防災機能も発揮できないということの中で考えましたら、やはり、どれだけの面積をしなければいけないのかという数字については出ますけども、それについても穴栗市の先ほど言いました2万ヘクタールよりか、やはりかなり大きい面積を対象にして考えていくということで、一度また検討はさせていただきたいと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 では、その件は結構です。

これは関連いらっしゃらなかったでしたっけ。もう誰もいないんですか、関連。

飯田委員長 はい。

鈴木委員 じゃあ、成果説明書の83ページの中小企業対策事業というものなんですけど、この仕組みがいまいち理解できてなくて、この振興資金の3億を金融機関に預託、中小企業の事業活動に云々、融資をすることなんですけど、これはどういう仕組みで行われるのか、また回収するものですよ、融資なので。これというのは、どのように回収状況、それが滞納があるとか、そういうこと、金融機関がやってはるんで、ちょっとわからないんですけど、どういう仕組みで動いているのかということ、これは預けたものがもう完全に一回融資されてまた戻ってくるというような仕組みなのか、そのあたりちょっと教えてほしいんですけど。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この中小企業対策事業につきまして、二つの事業がありまして、一つは産業振興資金、融資ということで貸し付ける部分と、もう一つは利子補給ということで、その借りていただいた方に1%の利子補給をするという内容です。

まず、融資につきましては、市のほうが金融機関のほうに、市内の金融機関合計で3億円を預託をしまして、その預託を原資に金融機関のほうが貸し付けを行うということです。貸し付けにつきましてはこの原資があるということで、低利の融資が中小企業さんは受けられるというメリットがありまして、それから、融資の回収とか、回収不能の部分につきましては、金融機関の責任で行うということですので、市が債務負担とかしているものではないので、もし倒産されれば、それは金融機関の責任になるということです。また、その3億円につきましては、年度末に一旦市のほうへ返していただいて、また翌年度また同じように預託するという、そういう内容です。

回収状況につきましては、金融機関のほうでありまして、市のほうもその状況は報告いただくんですけども、概ねうまく回収はできている、100%ではないですけども、ちょっとそこまで詳しい数値までは持っていないんですけど、ほぼ回収のほうはできているというふうに思います。

それから、利子補給につきましては、その産業振興資金を借りられた方で利子補給を受けたいという希望がある方につきまして、商工会のほうで取りまとめていただいて、1%の利子補給をするということで、産業振興資金のほうが2%と2.3%という金利で融資を行っておりますので、その2%だったら2%のうち1%分返済した分を市が補助するということで、より実質的な低金利での融資が受けられているという、そういう制度になっております。

飯田委員長 よろしいか。

最終、道の駅の件、お願いします。

鈴木委員 成果説明書の87ページですかね、道の駅ちくさの駐車場拡張事業というのがありますが、これ当然、いつも混雑していて駐車スペースがないということで、急遽かどうかかわからないんですけど、土地を購入し、造成し、また舗装もしということで、当然、それに比例して、今までとめられないからといって、来れなかった方が基本来場者として見込めるということだと思んですけど、なぜこれ来場者が目標を大分下回ってしまったのかというのは、何か要因があるんでしょうか。観光のことなんで、季節変動であるとかいろいろあるとは思んですけども、何が

原因なんでしょうかね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この道の駅の駐車場の拡張につきまして、平成25年度に用地を取得しまして、平成26年、平成27年ということで整備をしておりますけども、やはり、平成25年のとき、それまでも多いときはあったんですけど、特にゆり園が開園して、かなり混雑をしていたということ、それからスキー場も平成25年、平成26年につきましては、たくさん来られておったということで、言われた混雑であるとか、そういう利用者の安全ということで整備を進めておりました。昨年につきましては、やはり雪が少なかったということと、ゆり園のほうも平成26年、平成27年はなかなか芳しくなかったということで、利用人数のほうは目標に対して少ないという状態になっております。平成27年度の単年度の要因としては、そういうことがあったのかなということと、目標を3万5,000人という目標がかなりちょっと今までの推移からすると高目の設定にもしてあるということで、率的には37ということになっております。平成24年、平成25年から比べたら、大体1万6,000人程度のものを3万5,000人に向かっていこうというところだったんですけども、昨年は1万3,000人になったということで、要因としてはそういう単年度の要因ということと、若干ちょっと目標値も少し高いのかなという気はしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この件、成果説明書を見ればわかるんですけど、平成26年の決算で912万円、平成27年の決算で308万円、1,000万円以上の額を使って、駐車場整備をされているということなんですけど、結局これによって来場者が少なかったら少なくともいいんですけども、その人たちが例えば今まで500円しか使わなかった方が1,000円使っていただいたとかっていうのであれば、話は違ってくるので、その人数だけにこだわるつもりはないんですけども、そういった部分での売り上げの上昇であるとか、そういったところはどんな感じだったんでしょうかね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この売り上げについてなんですけども、こういう整備をする中で指定管理者の方にも頑張ってもらって、売り上げを伸ばしていただくというようなこと、指導もしてきたんですけども、結果としましては、売り上げのほうも若干下がっております。そういう中で今年度御存じだと思っておりますけど、指定管理者のほうの見直しということも行っておりますので、そういう中で、指定管理者の交代ということも含めて、今後、よりお金を使ってもらえる、人が来ていただける施

設にしていきたいというふうに思っています。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 かつていろいろ観光の中でその数値、人であるとか、来場者数とかという部分はやっぱり季節で変動があったり、ゆり園なんか特に花の咲きぐあいによって、大分その情報が流れたときにはもうということがあるんで、そういうものに対応してするものは、何か借りるとか、一時的に設置するとかという、そういう対策はできないんですか。こういうのはフィックスしちゃいますよね、固定しちゃいますよね、こういう駐車場であるとか、建物を建てるとか、トイレにしてもそうですけど、そのピークのときに合わせて物事を固めて整備してしまうと、それが何かの理由で激減したときには、ただ単に無駄なものになってしまうんですけど、そういう対応はこのとき考えられなかったんですかね。どこかの土地を借りるとか、整備はするにしても借地で対応するとかというのは。購入して整備までしちゃうともう完全にその変動に左右されちゃいますけど、そういう対応は行政の中ではないんでしょうかね。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 当然、近隣にそういう近いところで民地を貸していただける場合等については、そういうことは検討していくということもあろうと思います。その中で、道の駅ちくさにつきましては、やはり後ろにきれいな河川が流れていて、そこでの利用者が非常に多いと。その方々がやはり駐車場が現状では狭いので、何とか広くしていただいたら、もっと利用があるという、そういう見込みで、当然、ユリとか、スキーとか、そういう外的要因のみならず、考えた中で市としては購入して駐車場の整備をしていったということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その千種の河川の使用に関しては、特に費用は発生するものなんですか、受益者負担というか、入場料であるとか、利用料とかって発生する類いのものでしょうか。ただ単に河原として自由に使っらっしゃるんですか。そのあたりちょっとわからないんで、教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 当然、河川に入る場合に入場料等をとるということではできません。ただ、その横に私有地がございますので、そこについてはお借りをして、そこでテントを張るなり、バーベキューをする場合には料金を取るという形で取っておりますんで、ただ河川だけに入って、子どもさんを川遊びさせるというのは料金は取り

ませんけども、その横でやはり民地を使っただのバーベキューとか、デイキャンプをされる場合にはお金をいただいて、それを収益のほうに充てさせていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 道の駅ちくさのトータルで考えたら、その売り上げみたいなのは落ちているかもしれないですけど、その河原の利用に関しての売り上げというか、利用者数とか売り上げとかというのは上がったんですかね、駐車場を整備することで。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 昨年、平成27年度の実績についてですけども、まだ駐車場の舗装工事をしておりませんでしたので、若干利用者のほうは少なかったんですけど、売り上げとしては80万円程度の売り上げがあったというふうに聞いております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは駐車場整備する前と後で比較してプラス80万円ということですか。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 駐車場の整備は、この年またぎで整備、舗装までを今年度しましたので、その駐車場の完全整備して何ぼ上がったということについては、まだ把握していない状況です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 舗装するしないにかかわらず、土地を買って一旦ならして駐車場にしましたよね。舗装したら余計とまるというのはそんなに変動はないと思うんですけど、とにかく、今までとめるスペースがなかった方がとめるスペースができたわけですから、それによってそこに何らかの売上増であるとか、来場者数増が見込めたのかどうかということを知っているんで、舗装したかどうかは別にいいです。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 当然、舗装すれば区画が明示されるんでということで答弁させていただいたんですけども、造成して土のまま置いておったときでも、そこはかなり乱雑にとめた状況ですけども、それによって売り上げについても従来でしたら10万円、20万円だったのが、80万円になったということです。

飯田委員長 よろしいか。

以上で通告の質疑は終わりましたが、ほかにありましたら。

実友委員。

実友委員 私は通告で、不用額についてお聞きをいたします。

監査委員さんのほうからの産業部ちょっと多いん違うかというような指摘も受けておりました。その点についてお聞きしたいんですが、森林セラピー施設工事、それから氷ノ山のツーリズム施設整備工事等について、地方創生加速化交付金が対象外となったというふうに説明書きがあります。ところが、このことについては、結局、財源がないやつを不用額にしてしまう、それからもう一つは8ページでは第三セクターの運営資金、貸付金なんですけど3,000万円、これも去年のちょうど9月議会で議決した3,000万円なんです。こういったものを不用額に落とすということについては、不用額を出すために予算計上したと言われても、これは仕方がない状況じゃないかなというように思うんですよ。そこで、不用額に落とした理由、ここに書いてある地方創生加速化交付金じゃなしに、時事がどうだったとか、そういったところの説明をお願いしたいというふうに思います。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 まず、地方創生の加速化交付金の財源のことでの不用額なんですけども、このことにつきましては3月補正でこの事業を行うために、有利な財源を充当しようということで、加速化交付金に申請をして3月補正に計上したというところですよ。

3月下旬に加速化交付金のほうの不採択ということが通知がありまして、繰り越すという方法もあるのかもしれませんが、繰り越す場合には、財源も一緒に繰り越さないといけないということで、するんであれば一般財源で繰り越してやるということになる状況だったということで、このことについては時期的に間に合わないということで、不用額にして新年度6月補正で新たな有利な財源を充当していけるように6月補正対応にするということで、結果的に不用額になったということです。

それから、もう1点の第三セクターの融資の件につきましても、9月補正で計上しまして、その当時2年連続第三セクターのほうで赤字が続いているというような状況の中で、この事業ができておりまして、その中で当初融資を受けたいというふうな要望もありましたけども、最終的に3月の決算時期になって、昨年度についてはそれぞれ黒字を、三セクのほうも黒字になってきたということ、それから、希望されていたメイプル公社さんのほうもサポータークラブというようなことで、自ら資金を集めようということで取り組まれて、それも100万円か200万円集まればいいなというところが1,000万円ほど集まったということで、融資を受けずにできるということで、これにつきましても最終決算時期になってのそれぞれ三セクの経営状況がわかった段階で、やはり融資のほうは申し込みがなかったということで、こち

らについても最終時期的に不用額になったという内容になっております。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 市長のほうの答弁でもできるだけ、どういうんですか、不用額じゃなしに、予算計上すれば執行したいというような話もいただいておりますので、そういったことについては十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

終わります。

飯田委員長 ほかに。

鈴木委員。

鈴木委員 今の関係で通告はしていないんですけども、関連があるのでお伺いしたいんですけど、この3,000万円は結構緊急的な措置で補正で上げてきた部分だったと思うんですけど、ふたを開けてみたらどこにも融資をしていないということで、先ほど実友委員からの指摘もあったとおり、不用額を出すために予算計上したというふうに本当に見えますし、これまでの財政運営からいくと、多目に予算をとってにおいて、事業をしていないという、入札減とかで節約した分は別に構わないと思うんですけども、効果が出ていれば。ただ、そのある程度の効果を見越してそれだけの予算をつけているのに、その事業がされていないというところからいくと、どんどん不用額が出て、それを繰上償還に充てるというふうな財政運営の方針に見えてくるんです。なぜ、これ9月でわざわざ上げて、補正をかけてにおいて、結局また不用額に落とすのかと、そういう手法というのはあり得るんですかね。

飯田委員長 すみません、4時を回りましたが、このまま審議を続けます。

どうぞ。

鈴木委員 これだけに限らずそういうことが、産業部だけに限らず散見されるということ、特に産業部に関して言うと、非常に多いなという印象があるので、そのあたりちょっとどういう予算の組み方、補正の出し方、あと決算の仕方というところで、非常に不透明になってくると思うんですけど、そのあたりちょっと方針というか、考え方を聞かせていただきたいんですけど。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 私どものほうとしては、当然、先ほどの三セクへの融資につきましても、課長が言いましたように、自助努力をしてもやはり原資、持っている分を割る場合等について、三セクについては悲しいかな、資産を持っていないということもあって、金融機関から融資が受けれないということもあるので、やむなくこういう二つの三セクについて、手持ちの剰余金も少ないということで何とかならないか

ということだったので、9月補正に上げさせていただいたんですけども、メイプルにつきましては、サポータークラブを募集したところ、先ほど言いましたように、喜ばしい結果でたくさんの資金をいただいたと。それともう1社に、これは播磨一宮でございますけれども、こちらについても当初は何とか年度末には自分この手持ち資金が底をつくんでということで1,000万円程度を予定しておったんですけども、何とかそれを使わずとも決算ができた、繰り越し100万円ちょっとですか、100万円か200万円程度の黒字になったということで、両方最終ぎりぎりまで待っての判断で、財政当局のほうへこういう件については当然、何とか国の補正等の追加割り当て等ということも考えて、できるだけ不用額等については3月補正で整理するようにしておったんですけども、それがやはりぎりぎりまで待つという結果でできなかったと。それについては財政当局と協議をした中で専決補正で落とすということも考えたんですけども、不用額という形でという方針で、産業部としては多額のお金が出たということでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろんな事情があってそうなるというのは理解はするんですけど、基本三セクに対する補助であるとか、融資であるとかということで、それは経営基盤なりを強化するためにお考えかもしれないんですけど、今回、結果から見ればそういう状況に陥ったときに、自助努力で何とか改善されているわけですよ。なので、補助金なりとか、無担保の融資であるとかということをやを安易にすることが体力を奪う可能性もあるということ認識していただきたいというふうに思うんで、やはり、自助努力でされたら、そういうふうにいるいろいろな仕組みを考えられて、それによって成果を出されているというわけなんで、そういうほうにやっぱり指導をしていくのが筋だと思いますし、どんどんどんどん公金を投入したらいいというものではないと思うので、そのあたり今回のことを教訓にちょっと今後考えていただきたいというふうに思います。

その件については以上です。

飯田委員長 ほかにございませんか。

東委員 通告していないんですけど、1点よろしいですか。

飯田委員長 はい、どうぞ。東委員。

東委員 農業委員会の関係で1点だけお聞きしたいんですけど、成果説明の88ページにありますけども、農地の関係でいわゆる先ほどもほかの通告がありましたけれども、耕作放棄地面積の推移という鈴木委員が質問通告ありましたけども、それと

若干にかよるんですけども、耕作放棄地がありますよね、今ソーラーが随分出ていますよね、平成27年度に例えばソーラーを設置した関係で、農地が減ったという、農地が変わりないんですけども、いわゆる農地にソーラーを設置されたという面積は随分あるんですか。それによっていわゆる農地が随分減少したと、そんな数字は出ているんですか、平成27年度に。

飯田委員長 山石事務局長。

山石農業委員会事務局長 農地を利用したソーラーの設置ということで、うちのほうで数量的にははじいております。御報告申し上げたいというふうに思います。

再生可能エネルギー法が設定されて、この宍粟市で農地を活用した太陽光の設置というのは、平成24年度から既に始まっておりました。平成24年度から今日の昨年度の平成27年度末までのトータルで申し上げますと、案件では63件の申請がございます。筆数にしますと108筆、面積が8.1ヘクタールというようなことで、データの的には今抱えておるとい状況です。

飯田委員長 東委員。

東委員 個人のいわゆる所有のものを個人がどうするかは、それは個人の自由なんですけども、農業委員会として今までに63件で108筆で8.1ヘクタールという農地が結果的にはつぶれたことになるわけですね。その辺は農業委員会としては何かを考えているとか、その辺はどうなんですか。

飯田委員長 山石事務局長。

山石農業委員会事務局長 委員御指摘のとおり、私どもの活動としては農地を農地として正しく守っていくというのは、主たる業務というふうには認識しております。ただ、その一方では、個人の財産というところもありますので、個人さんの意思も一定尊重しなければならない、それから、加えて再生可能エネルギー法も設立されておると、そういうようなものを総合的に判断する中で、農地法において転用が可能な部分は、やはりそれは認めていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

ただ、一方先ほど言いましたように、農地法に違反する、いわゆる要件に合わない、転用する条件に合わない農地は農地としてしっかりそれは守っていかねばならないというふうな考えの中で、今進めておるとい状況です。

飯田委員長 東委員。

東委員 委員長よろしいか、もう1点。

よくわかりました。気になったもんですからね、それでちょっとお聞きしたんで

すけれども。

それと、ついでに農業委員会せっかくなんで、88ページにも書いてありますけども、空き家付の農地に係る下限面積を設定したというようなことが書かれていますけども、これは例えば都会の人が穴粟に住みたいと、空き家があって住みたい、その人が畑、田んぼも欲しいわと。じゃあ例えば三反とかね、以内でも持てますよと、こういう理論ですか。

飯田委員長 山石事務局長。

山石農業委員会事務局長 御指摘のとおりです。いわゆる穴粟市は基本的には三反の農地経営面積がないと農地は取得できないという最低基準というのがございます。しかしながら、まちづくり推進部がしております空き家バンクで相談に来られる方がちよくちよく農地も一緒に取得して、家庭菜園程度のものがしたいなというような相談があるというようなことをお聞きしました。そういった中で、移住者を一人でも多く迎え入れるにはそれを下限面積をある一定下げていく必要があるだろうという対策の中で、空き家と農地をセットで購入していただく方に限っては1アールから取得できると。空き家に付随する農地ですね、それについては1アールから取得できるような制度にしたというのがこの制度でございます。

飯田委員長 東委員。

東委員 それは局長どうなんですか、空き家と農地が例えば離れていたらだめということですか。空き家にくっついているという意味。

飯田委員長 山石事務局長。

山石農業委員会事務局長 別に離れていても結構なんです。要は、その空き家さんが所有されておる農地であればいいということにしております。

飯田委員長 東委員。

東委員 非常にいい設定だと思しますので、これは平成27年度の決算審査なんで、今からのことはあんまり差し控えたいんですけども、まちづくり推進部とその辺を十分に連携をして、どんどんどんどん進めてほしいなところと思います。お願いしておきます。

飯田委員長 山石事務局長。

山石農業委員会事務局長 人口減対策という中で、市長もああいうように重要施策の中で1番に上げております。こういった他市にない施策を打つ中で、1人でも2人でもという形でしっかりまちづくり推進部と連携しながらやっていきたいなというふうに思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、通告の中で何かもみじの植栽のことを僕が書いているんで、ちょっと書いた記憶がなくてすみません。

主要施策に係る説明書だと、平成27年度当初で500万円で、最上山のもみじを植栽して、もみじまつりの入り込み者数4万人というのが主要事業で出ているんですけど、成果説明にそれが乗ってきているんです。これは商工観光、観光振興なんで、産業部ですかね、これはどうなったんですか。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 この事業につきまして、最上山公園のところに桜を植栽しているという事業なんですけれども、植栽しても今、木がたくさん植わっているので、なかなか植えれないということで、まずその木を伐採するという事業を平成27年度で上げておりましたが、こちらのほうもちょっと入札をしたら2回行ったんですけども、不調になりまして、平成28年度へ繰り越して、平成27年の実績としては決算としてはゼロ円になったので、成果説明のほうからはちょっと抜かせていただいたということです。

ちなみにもみじ山の入り込み者数につきましては、昨年度の実績としては8,000人ということで、目標に対して非常に少なかったんですけど、御存じのように昨年はもみじもかなり早く散ってお客さんが少なかったということで、目標に対しての実績としては8,000人となっております。決算については、ゼロ円で今年度に繰り越して、今、最上山については実施済みということになっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういう事情で多分平成28年度の予算等で説明されているんだと思うんですけど、決算とあれがずれてくるので、できればこの主要施策に上げたものは、どういう事情で決算ゼロになったかというのは、やっぱりリンクする形でやっていただきたいなというふうに思いますし、あと、もみじを植えて、雑木や針葉樹の伐採をして、もみじの植栽まで今年度中に終わっているということなんですかね。

飯田委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今、伐採するところまで終わっているということで、植栽につきましては、また植えるのが春と秋に植える時期がありますので、今後、以降に植えるということになります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後なんですけど、イロハモミジというのがどういう品種がよく知らな

いんですけど、植えてすぐにいわゆる紅葉、もみじ狩りみたいなものになるものなんでしょうか、苗とかが小っちゃくて何十年も待たないと紅葉が楽しめないとかというもんなんですかね、これちょっと非常に植えて観光客どんどん最上山に来ていただくという目的だったら、どういうものなのかをちょっと決算と若干離れますけど、教えてもらおうと助かります。

飯田委員長 中岸部長。

中岸産業部長 もみじにつきましては、当然、小さい苗を植えればシカの獣害等も受けるということがございますんで、植えるものにつきましては、やはり2メートル50から3メートルのもので植えて、それがやはり一冬越すことによって、その後紅葉等も楽しめるということも思いますんで、そういう樹木の大きさなんかはそういうふうに考えております。それと、樹種についてはやはり、今もみじ山にありますのが3種類、4種類の在来の中で、やはり日本人が一番親しむもみじがいいんじゃないかなということで、イロハモミジを中心にして考えていきたいというふうに思っております。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかになければ、ここで審査を終了したいと思います。

西本副委員長 お疲れさまでございました。

2日目の審査をこれで終了させていただきます。

(午後 4時17分 散会)